

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

1. こども・若者の権利の保障
2. こども・若者の安全と安心の確保
3. 児童虐待防止など要保護児童等対策

基本目標2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実
2. 小児保健医療の充実
3. 発達支援等が必要な子どもと家庭への支援

基本目標3 こども・若者の育ちを支える

1. 子育て支援サービスの充実
2. 教育・保育施設の充実
3. こども・若者の健康づくり
4. 若者の自立支援
5. こどもの貧困の解消に向けた対策
6. ひとり親家庭への自立支援



基本目標4 こども・若者にやさしい社会づくり

1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現
2. 結婚を希望する人への支援
3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり
4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利と安全を守る

基本方針1. こども・若者の権利の保障

こども・若者は、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

また、こども・若者の視点を尊重し、その意見を述べる場や機会をつくり、対話しながら、施策に反映させる仕組みを創ります。

ヤングケアラーについては、関係機関と連携して、早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

(施策1) こども・若者の権利の擁護

取組	内容
①こども・若者の権利の普及啓発	啓発リーフレットの配布やこどもの権利に関するパネル展の開催など、様々な手法を用いてこどもや大人への広報・啓発を行います。
②人権教育の推進	市内小・中学校等において人権教室を開催している人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。
③相談救済機関への支援	人権擁護委員協議会によるこどもの権利に関する出前講座等について、広報等により周知を図るなど協議会の活動を支援することで、こどもの権利の認知向上に努めます。

(施策2) こども・若者の意見表明・参画の促進

取組	内容
①ワークショップの実施	テーマを設定し、こどもたちが考え、意見交換する「霧島こどもみらいサミット」を実施します。
②市ホームページ等によるこども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できるよう、市ホームページ等において、こども・若者の声を随時募集します。
③こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりに努めます。

(施策3) ヤングケアラーへの支援

取組	内容
①早期発見、支援	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・支援につなげます。
②実態把握	ヤングケアラーの実態把握に努めます。
③研修等の実施	関係機関・団体等の職員に対し、ヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。
④相談支援体制の整備	関係機関と多職種の専門職等が連携して、対応する相談支援体制の整備に努めます。
⑤子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした子育て世帯訪問支援事業を推進します。

基本方針 2. こども・若者の安全と安心の確保

こども・若者の自殺対策をはじめ、犯罪などからこども・若者を守る取組として、自殺予防教育、相談体制の整備に努め、犯罪被害から自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進します。

また、こども・若者が安心して生活ができるよう通学路等の確保や環境整備に努めます。

(施策 1) こども・若者の自殺対策

取組	内容
①自殺予防の普及啓発・相談体制の充実	自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパーの役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図ります。
②スクールカウンセラー等の配置	スクールカウンセラーやいじめ相談員、かけはしサポーターを市内の公立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。
③いじめ防止対策	いじめ問題対策委員会を実施するとともに、小中学校において、心の健康観察アプリ、SOSの出し方に関する教育を充実させ、いじめへの早期対応の取組や、いじめ相談対応策の充実を図ります。

(施策 2) 性犯罪・性暴力対策

取組	内容
①生命の教育の実施	各学校において、「命の教育の日」を年間で設定し、「命を感じる」「命を守る」「他者を尊重する」視点で各教科等の授業を実施します。
②性犯罪・性暴力被害相談窓口の周知	こども・若者の性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、市ホームページや広報きりしまなどを活用し、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。

(施策3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

取組	内容
①街頭指導や声掛け活動の実施	青少年の健全育成のため、関係機関と連携し、不良行為少年に対する街頭指導や声掛け活動などを行います。
②防犯パトロール隊の支援	防犯パトロール隊の用品等を支給する関係機関の活動を支援します。
③情報モラルに関する出前講座等の実施	情報モラルに関する教育の普及啓発のため、教職員や児童生徒、保護者、及び地域住民等を対象に出前講座などを実施します。
④保育所等における災害に備えた取組	災害発生時に、子どもたちが自らの安全を確保できるよう、避難訓練実施計画を作成し、定期的に避難訓練を実施するよう指導します。
⑤学校における災害に備えた取組	市内のすべての公立小・中学校に対し、災害や事故等から子どもたちを守り、安心して学ぶことができる環境を確保するための危機管理体制を構築するよう管理職・担当者研修会等を通して指導・助言し、危機管理体制の構築を図ります。

(施策4) 安心・安全な通学路等の確保、環境整備

取組	内容
①交通安全啓発・教育の推進	交通安全思想の普及・啓発活動及び交通安全教室を実施します。また、交通安全啓発に努める関係団体の活動を支援します。
②交通安全施設の整備	必要に応じて危険防止のために道路反射鏡等の安全施設を設置します。
③安全灯の設置及び維持管理	通学路の安全を確保するため、集落間の灯りが無い箇所に安全灯を設置します。
④公園の遊具等の修繕	公園の遊具等の安全を定期的に確認し、危険なものを修繕・交換または撤去します。

基本方針 3. 児童虐待防止など要保護児童等対策

保護者の養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、適切に援助を求めるなど、県や関係機関との連携の強化を図ります。

(施策 1) 発生予防、早期発見、早期対応等

取組	内容
①地域子育て支援拠点の運営	地域子育て支援拠点において、親子交流の場の提供や子育てに関する相談、情報提供、子育て講座などを実施し、保護者の孤立予防や育児不安の軽減を図ります。
②民生委員・児童委員の活動への支援	子育て中の親が、地域において子育てに関する相談を気軽にできるよう、民生委員・児童委員の活動への支援や周知に努めます。
③発生予防、早期発見、早期対応等	児童虐待の発生予防・早期発見を行うため、地域の関係機関等との連携の強化、健康診査や保健指導等の母子健康施策の実施を通じて、妊娠、出産及び育児期に保護者の養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

(施策 2) 関係機関との連携及び相談体制の充実

取組	内容
①関係機関との連携	児童虐待発生時の迅速・的確な対応等を行うため、児童相談所の専門性や権限を要する場合に、児童相談所に適切に援助を求めるなど、相互に協力して、連携の強化を図ります。
②相談体制の充実	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。こども家庭センターにおいて子育て家庭等からの相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

(施策3) 社会的養護施設等との連携

取組	内容
①社会的養護施設等との連携	子育て短期支援事業を実施する児童養護施設など、社会的養護施設との連携を図ります。また、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備を進めるため、県が行う里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発を行うなど、県をはじめ関係機関との連携を図ります。
②関係機関の連携による自立支援	母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、児童相談所、婦人相談所等の関係機関と連携し、その積極的な活用、支援機能の充実、広域利用の推進を図ります。

基本目標 2 こども・若者への切れ目のない保健・医療の充実

基本方針 1. 安心・安全な妊娠・出産への支援の充実

妊産婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導等、本市の母子保健部門の推進計画である「健康きりしま21（第4次）」の取組と連携し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進していきます。

（施策1）妊産婦の健康管理への支援

取組	内容
①母子健康手帳交付事業	母子健康手帳を交付し、安心して妊娠、出産ができるよう、保健師や助産師が保健指導を行います。また、子育てアプリ「きりっこ」から妊娠中の情報提供を行います。
②妊婦健康診査事業	妊娠中の母体や胎児の健康の確保を図るため、妊婦健康診査の公費負担を14回実施します。
③歯周病検診事業（マタニティ歯ッピー検診）	歯周病による赤ちゃんの成長抑制や子宮収縮が招く、低体重児出産や早産のリスクを抑えるため、妊娠中の歯科検診を推進します。
④産婦健康診査	産後2週間、産後1か月の産婦の健康の確保を図るため、産婦健康診査の公費負担を実施します。

（施策2）妊産婦への切れ目のない支援

取組	内容
①妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施します。
②妊婦のための支援給付事業	10万円を給付し妊婦等の経済的支援を図ります。
③母子訪問事業	妊娠中から産後の状況を把握し、訪問指導を行い妊娠期から産後の育児不安の軽減や育児支援を図ります。
④産後ケア事業	出産後1年未満の母子を対象に、医療機関や助産院に宿泊する「宿泊型」のサービスや対象者の自宅を訪問する「訪問型」のサービス、「日帰り(短時間)型」のサービスなどにより、産後に必要な心身のケアや育児支援を実施します。
⑤粉ミルク支給事業	母親がHTLV-1キャリアやその他の病気等に罹患したことにより母乳を与えることができない乳児、多胎児等に対し、粉ミルクの支給券を交付し経済的な支援を実施します。

基本方針 2. 小児保健医療の充実

妊産婦健診や乳幼児健診のときに、予防接種の重要性について周知を図ることにより受診率を向上させ、感染症の発症または重症化予防に努めます。また、休日・夜間の救急医療機関の周知や、緊急時の対応についての学習機会の提供、家庭での事故防止対策等の推進に努めます。

(施策 1) 緊急時に対応するための家庭での対策

取組	内容
①休日・夜間の救急医療機関の周知	休日・夜間に受診できる救急医療機関について、広報誌、ホームページ等で周知を行います。
②心肺蘇生法等の情報提供・普及	市民に向けた普通救命講習Ⅲ（小児・乳児に対する心肺蘇生、応急手当等）の実施、ホームページに掲載する情報等により応急手当の普及啓発に努めます。
③家庭での予防対策	家庭での事故防止対策や乳児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進に努めます。

(施策 2) 予防接種の実施率の向上

取組	内容
①予防接種事業	出生時や健診時に予防接種の目的や接種時期等について正しい情報を提供し、感染症の発症予防・重症化予防に努めます。接種対象者へ個別通知により受診勧奨通知を行い、接種率の向上に努めます。

基本方針 3. 発達支援等が必要な子どもと家庭への支援

「第2次霧島市障がい者計画・第7期障害福祉計画及び第3期障がい児福祉画」と連携しながら、乳幼児期からの疾病・障害の早期発見や適切な医療及び発達支援の充実に努めます。

また、保護者に対し、障害やその対応方法等の知識の普及を図り、相談支援体制の整備に取り組みます。

(施策1) 疾病・障害の早期発見と専門的な医療等の提供

取組	内容
①母子健診事業	乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、障害や疾病などの早期発見を図り、適切な治療等につながるよう支援します。
②乳幼児育児相談事業	発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、専門職による個別相談を通して、疾病などの早期発見、必要な情報の提供、保健指導等を行い、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。
③発達外来事業	発達に不安がある子どもや保護者に対して、専門医師による診察・診断を行います。また、診断に応じた指導や情報提供を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援します。
④発達相談事業	こどもの発達等の様々な相談に多職種の専門職が応じ、必要に応じて関係機関と連携して支援します。

(施策2) 幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上

取組	内容
①発達障害啓発事業	市民を対象に医師、発達支援専門家、学校関係者等を講師として発達障害についての基礎知識と、年代に応じた困り感や対応方法について、また、支援者を対象に専門的な知識とスキルの習得について学習会を実施します。
②巡回支援専門員整備事業	地域の一般的な子育て支援施設に、巡回支援専門員（発達障害等に関する知識を有する専門員）が直接訪問し、発達が気になる児童を観察後に、施設職員や保護者に対して、障害の早期発見及び早期対応のための助言等の支援を行います。

(施策3) 教育・保育施設等での障がい児や医療的ケア児の受け入れ推進

取組	内容
①保育所や幼稚園、学校における施設支援	保育所や幼稚園、学校、子どもに関わる機関と行政の連携を強化し、発達に課題のある子どもの支援について情報提供し、一貫した支援を行います。専門職による助言も得ながら、関係機関での横断的支援に努めます。
②医療的ケア児コーディネーターの確保	医療的ケア児コーディネーターを配置し、きめ細かな支援に取り組みます。
③医療的ケア児保育支援事業	医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入体制の整備を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。
④障害児保育支援事業	障がい児の処遇の向上を図るために保育士の加配等を行った保育所等に助成を行います。
⑤学校における医療的ケア児支援のための体制整備	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)」に基づき、医療的ケア児が、個のニーズに合った学びの場での指導・支援ができるように在籍する医療的ケア児に対し、適切な教育にかかる支援・連携を行うための体制を整備します。
⑥放課後児童健全育成事業	障がい児受け入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するための経費を補助することで、障がい児の受け入れの推進を図ります。
⑦障害児通所給付事業	障がい児に日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

(施策4) 経済的な支援の充実

取組	内容
①特別児童扶養手当の支給	心身に一定の障害を持つ児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。
②小児慢性特定疾病児への支援	小児慢性特定疾病児童の日常生活の利便を図るため、日常生活用具を給付します。
③障害者自立支援医療費給付事業(育成医療)	制度に基づき、該当障害を除去・軽減する手術等の治療に伴う医療費の経済的支援を推進します。
④重度心身障がい者の医療費の助成	健康の保持及び福祉の増進を図るため、重度心身障がい者にかかる医療費の助成を行います。

(施策5) 特別支援教育の充実

取 組	内 容
①特別支援教育支援員の配置	市内の公立小・中学校に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校に「特別支援教育支援員」を配置し、学級担任や教科担任等と打合せを行い、学校生活上の支援や学習活動上の補助を行います。
②教職員に対する特別支援教育に関する研修等の実施	特別な支援を必要とする児童生徒のための効果的な支援や指導の在り方、個別の指導計画等の作成について理解を深めるため、市内の公立小・中学校の管理職などを対象とした特別支援教育に関する研修を実施します。

基本目標3 こども・若者の育ちを支える

基本方針1. 子育て支援サービスの充実

就学前児童数の推移や幼児教育・保育の無償化による子育て世帯のニーズを捉え、子どもや保護者の選択に基づき、教育・保育が受けられるよう、提供体制の確保や地域の教育・保育施設の活用に努めます。

また、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実や提供体制の確保に努めます。

(施策1) 幼児期の教育・保育の提供

取組	内容
①教育・保育の提供	多様な教育・保育ニーズへ柔軟に対応ができるよう、既存の教育・保育資源の活用を図るとともに、良質な教育・保育環境の提供に資する教育・保育施設の整備等を計画的に行い、提供体制等の確保を進めます。

(施策2) 多様な保育サービスの提供

取組	内容
①延長保育促進事業	保育所等が保護者の需要に対応するため、自主的に延長保育に取り組むことで、児童の福祉の増進を図ります。
②一時預かり事業	乳幼児が家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合、若しくは子育てにかかる保護者の負担軽減のため、保育所等において乳幼児を一時的に預かり必要な保護を行います。
③一時預かり事業 (幼稚園型)	幼稚園児(教育標準時間認定の子ども(1号認定子ども))を対象に、通常の教育標準時間外に保育を希望する場合に、幼稚園等において一時的な保育を行います。
④病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等で、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合において、病気の児童を一時的に保育し、安心して子育てができる環境の整備、児童の福祉の向上を図ります。
⑤乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園 制度)	保育所等に入所していない満3歳未満の児童が、月一定時間の利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できるよう支援します。

(施策3) 経済的な支援の充実

取組	内容
①子ども医療費助成事業	子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、中学校を修了するまでの児童及び住民税非課税世帯の18歳到達後最初の3月31日までの児童の医療費を助成します。
②児童手当給付事業	18歳到達後、最初の3月31日までの児童を養育している人に対し、手当（年6回）を支給します。
③養育医療費給付事業	指定医療機関への入院治療を必要とする低出生体重児等に対し、養育に必要な医療費を給付します。

(施策4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

取組	内容
①預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化	保育の必要性が認められる子どものうち、認可外保育施設などを利用する3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの利用料を限度額の範囲内で支援します。

(施策5) 子育て支援に重点をおいた健診や相談の充実

取組	内容
①母子健診事業【再掲】	乳幼児の発育・発達の節目の必要な時期に健診を行うことで、障がいや疾病などの早期発見を図り、適切な治療等につながるよう支援します。
②乳幼児育児相談事業【再掲】	発育・発達等に心配のある乳幼児及びその保護者を対象に、専門職による個別相談を通して、疾病などの早期発見、必要な情報の提供、保健指導等を行い、保護者等の不安の軽減と乳幼児の発育・発達の促進を図ります。

(施策6) 子育て支援情報の提供

取 組	内 容
①子育て支援情報発信の充実	各子育て支援センターが毎月発行するお便りや市公式ホームページにより子育て支援情報の発信を行います。
②子育てガイドブック「ぐんぐんの木」の発行	子育てに関する様々な情報をまとめたガイドブック「ぐんぐんの木」を発行し、保護者等へ配布を行います。
③子育て支援アプリ「きりっこ」	霧島市が提供する子育て支援アプリで妊娠中から、出産、子育てをサポートします。

(施策7) 外国人家庭の幼児等への支援・配慮

取 組	内 容
①相談窓口の充実	海外から帰国した子どもや外国人の子ども、両親が国際結婚の子どもなど、今後は「外国に繋がる子ども」の増加が見込まれるため、そのような子どもが教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、国際交流員と連携し、申請方法等の説明、相談を行います。

基本方針 2. 教育・保育施設の充実

保育・幼児教育の人材確保に努め、質の向上に資するよう、幼稚園教諭・保育士等と放課後児童支援員等の専門性の向上を図ります。

また、教育・保育施設に対し、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行が円滑に進むような支援を行います。

(施策1) 保育・幼児教育を担う人材の確保

取組	内容
①霧島市保育人材バンク事業	保育所等で働きたい求職者の方と、人材を求める霧島市内の保育所等の橋渡しを行います。
②県の保育人材バンクとの連携	県が実施している保育士人材バンクと連携し、保育人材の確保に努めます。
③保育士の子の優先的取り扱い	保育所等の利用調整において、本市の認可保育所等に勤務する保育士等の子の優先的取り扱いを行います。

(施策2) 認定こども園への移行に対する支援

取組	内容
①認定こども園への移行に対する支援	現在の教育・保育施設の利用状況及び利用希望に沿って、教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を考慮するとともに、幼児教育・保育の無償化の影響も踏まえながら、移行を希望する幼稚園、保育所に対して支援を行い、保護者・子どもの教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

(施策3) 適正な集団規模の確保

取組	内容
①施設整備等に係る経費の助成	子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、施設整備等に係る経費を助成し、保育所等の環境整備を推進します。

(施策4) 幼稚園教諭・保育士等のための研修支援及び実施

取組	内容
①教育・保育の質の向上のための研修	幼稚園教諭・保育士等の専門性の向上を図るため、各種関係機関が実施する研修等の情報提供を行い、人材育成に資する取り組みを支援します。

(施策5) 幼児教育アドバイザー等の確保

取組	内容
①幼児教育アドバイザー等の確保	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、市内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」等の確保を目指します。

(施策6) 教育・保育施設と家庭等の連携の推進

取組	内容
①家庭との連携	教育・保育施設においては、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えるとともに、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、発達の段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うことなど、家庭との連携を推進します。
②小学校との連携	教育・保育施設と小学校の職員及び放課後児童支援員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、教育・保育施設や放課後児童クラブ等を支援していきます。
③地域型保育事業との連携	地域型保育事業の卒園児のための保育の場の確保にあたっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所等との協定書の締結、保育所等の利用調整における調整基準点の加算など、円滑な接続につながる取組を行います。

基本方針3. こども・若者の健康づくり

遊びや体験活動を通じて、言語や数量等の感覚認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力などを育むとともに、多様な動きを身に付け、こども・若者の健康を維持することに努めます。

また、基本的な生活習慣を身に付けることができるよう家庭、学校、地域などの協力を得ながら、普及啓発を推進します。

さらに、「健康きりしま21（第4次）」に基づき、家庭、教育・保育施設、地域等が連携し、各年代に応じた食育を推進します。

（施策1）生活習慣の形成、定着

取組	内容
①普及啓発の推進	生活習慣病の予防の観点から自分自身の健康について関心を持ち、理解を深めるよう普及啓発に努めます。
②学校医等による健康指導	学校医による健康診断で、早期に健康状態を把握し、対応が必要な児童生徒に各検診を受診させます。

（施策2）遊びや体験活動の推進

取組	内容
①読書活動	乳幼児期の絵本を活用した親子のきずなづくりを促進するため、「ブックスタート」事業を継続します。 未就学児の読書への関心を高めるため、認定こども園等に大型絵本やパネルシアター等を貸出します。 本に関する興味を醸成するため、市立図書館・図書室でボランティア等によるおはなし会等を実施するほか、招へいに応じて、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブでも、おはなし会等を実施します。 移動図書館により、図書館から離れている小学校を巡回したり、認定こども園等に配本したりして、それぞれの読書活動を支えます。
②年齢や発達に応じた多様な経験、遊びの機会や場の創出	保育所等における世代間交流等の促進、こども・若者のボランティア活動の促進をします。 学校における自然にふれる体験活動、職場体験、伝統・文化にふれる体験活動の充実や、学校施設を開放する取組、スポーツ競技団体等の活動やスポーツ大会の実施への支援、交流・体験型遊び場の創出の検討をします。

(施策3) 食育の推進

取 組	内 容
①保育所等での食育推進	生活リズムを整え、1日3回の食事を規則正しくバランスよく食べる習慣を持つことは、心身ともに健康で活動するために必要であることから、食育推進事業や出前講座を通して「早寝・早起き・朝ごはん」運動に家庭や保育所等と連携して取り組みます。
②家庭における食育の推進	食に関する知識と食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践するために、食育推進事業や出前講座等を通して、子どもと保護者が食について学ぶ機会を提供します。

基本方針 4. 若者の自立支援

すべての若者が、心理的・社会的に発達し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自らの可能性を広げることができるよう、将来について考える機会づくりや、大学等の高等教育機関への就学を支援するとともに、様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進します。

(施策1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実

取組	内容
①奨学資金の貸付	本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保等のため、奨学金を無利子で貸与します。

(施策2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

取組	内容
①職業意識の形成支援	「霧島しごと維新」事業で、中学生の段階から霧島市で働く方々の熱い思いに触れ、霧島で働くことの魅力等について知ることにより、自分の将来について真剣に考える機会づくりに取り組みます。
②若者の就職支援	ハローワークが実施する若年者に対する就職支援メニューの周知・誘導を行うとともに、市内企業と連携した学生のインターンシップ等の推進を図ります。
③男女ともに働きやすい環境の整備	男女雇用機会均等法や労働関係法の趣旨の普及と、法に沿った雇用・管理について、労働局等の関係機関との連携強化に努め、普及・啓発活動を推進します。
④事業者の賃上げに向けた周知・啓発	最低賃金の周知・啓発に努めるとともに、賃金改定等を行う事業者に対する国の支援制度等の周知を図ります。

基本方針5. こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの貧困対策、経済的支援などを通じて、世代を越えた貧困の連鎖を断ち切り、すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持つことができる環境を整備し、教育の機会均等を図るとともに、教育の支援、生活安定のための支援、保護者の就労支援など、様々な観点から、関係機関の連携のもと、こども・若者の貧困対策に取り組みます。

(施策1) 教育の支援

取組	内容
①奨学資金の貸付 (再掲)	本市に在住する者の子で、高校・大学等に在学している者の経済的負担の軽減と修学機会の確保等のため、奨学金を無利子で貸与します。
②就学援助の制度	こどもの就学で経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。
③学習機会の提供	生活保護世帯・生活困窮世帯の中学生を対象に、個別学習の機会を提供します。

(施策2) 生活の安定に資するための支援

取組	内容
①生活困窮者の自立支援	生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら、就労や家計改善等の自立に向けた支援を行います。
②市営住宅	家庭における生活の安定のため、低家賃で住宅を提供します。

(施策3) 保護者の就労支援

取組	内容
①保護者の子育てと就労の両立支援	一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンターなどの事業により、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

(施策4) 経済的な支援の充実

取組	内容
①就学援助の制度 【再掲】	こどもの就学で経済的に困っている保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助します。

基本方針6. ひとり親家庭への自立支援

それぞれのひとり親家庭等に寄り添った相談支援を行い、経済的支援、就労支援等の最適な支援に繋げることにより、ひとり親家庭等の経済的自立や安定した生活の実現を図ります。

(施策1) 各事業の利用の際の配慮

取組	内容
①子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設等の施設と委託契約を締結し、それぞれの施設において一定期間、養育及び保護を行うことにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。
②施設利用における優先的な配慮	ひとり親家庭の保育所等の利用調整における調整基準点の加算を行います。
③児童クラブの利用料助成	放課後児童クラブを利用している低所得世帯に対し、利用料の助成を行います。

(施策2) 就業支援

取組	内容
①ひとり親家庭等高等技能訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母に対し、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間（上限4年）について訓練促進費を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、修業期間終了後に修了一時金を支給することで、生活の負担の軽減を図ります。
②ひとり親家庭等自立支援教育訓練給付事業	結婚や出産により離職し、職業経験が乏しく、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるための十分な収入を得ることができないひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組を支援するため、教育訓練給付金を支給します。
③ハローワーク等との連携	児童扶養手当の現況届提出時期に、ハローワークの職員による就職相談窓口を市役所内に設けます。 また、若者サポートステーションによる多様な支援サービスについて周知します。

(施策3) 経済的な支援の充実

取 組	内 容
①児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図るため児童扶養手当を支給します。
②ひとり親家庭等の医療費の助成	経済的に安心して医療機関等を受診できるよう、ひとり親家庭等の父・母及び児童にかかる医療費の助成を行います。
③母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付を行います。

基本目標 4 こども・若者にやさしい社会づくり

基本方針 1. 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現

育児休業後の教育・保育施設の円滑な利用のため、情報提供や相談支援等を行い、子育てと仕事の調和を図るための意識啓発と環境の整備を推進します。

また、男性の家事・子育てへの参画の促進を図るとともに、家庭内における育児負担が女性に集中していることから、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを支援します。

(施策1) 育児休業後等の教育・保育施設の円滑な利用

取組	内容
①情報提供・相談支援等	保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、情報提供や相談支援等を行います。
②施設利用における優先的な配慮	育児休業復帰の際の保育所等の利用調整における調整基準点の加算を行います。

(施策2) 仕事と生活の調和を図るための意識啓発と環境の整備

取組	内容
①ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進、制度の普及	仕事と生活の調和は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め、長時間労働を含めた働き方の見直しにつながる意識啓発の推進や、育児・介護休業制度等の法令や諸制度の普及に努めます。

(施策3) 男性の家事・育児参画の促進

取組	内容
①情報発信・啓発	男女共同参画情報誌等を活用し、男性の家事・育児等への参画や、固定的性別役割分担意識・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消等について情報発信に努めます。
②講演会等の実施	男性を対象とした講座等を実施し、男性の家事・育児等への参画促進を図ります。

(施策4) 共働き、共育ての支援

取組	内容
①キャリアアップと子育ての両立支援に関する意識啓発の推進、制度の普及	育児・介護休業制度等の労働関係法令や国の支援制度等の普及啓発を行い、長時間労働を含めた働き方の見直しにつながる意識啓発を進めます。
②男性の育児休業取得率の向上	企業に対し、育児・介護休業制度等の普及・啓発を進め、職場の理解を得られ、育児休業の取得がしやすくなるよう環境づくりに努めます。

基本方針 2. 結婚を希望する人への支援

若者のライフスタイルや価値観が多様化するなか、若者が自らの主体的な選択により、結婚し、子どもを産み、育てたいと望んだ場合にその希望が叶えられるよう、ライフデザイン・出会い・結婚への支援を推進します。

(施策1) 出会いの機会・場の創出支援

取組	内容
①広域展開	かごしま出会いサポートセンターと連携し、他市町村も含めた出会いの場の創出に努めます。
②官民連携	民間事業者等が実施する婚活イベントの支援や、包括連携協定等を活用したライフデザイン形成に役立つセミナーなどを企画します。

(施策2) 結婚に伴う新生活への支援

取組	内容
①スタートアップへの支援の推進	結婚に伴う新生活のスタートアップへの支援を推進します。

基本方針3. 子育て家庭を支え、見守る環境づくり

子育てに孤立感や負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、全ての子どもや子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じて、子育ての安心感や充足感を得られるような、親子同士の交流の場づくり、子育て相談など、地域で子育てを応援する環境づくりに努めます。

(施策1) 地域で子育てを応援する環境づくり

取組	内容
①ファミリーサポートセンター事業	公共施設でのパンフレット配架や広報誌やホームページ等による情報の発信に努めます。
②子育て支援センター管理運営事業	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。
③母子保健推進員活動事業	生後4か月までの乳児並びにその保護者の訪問を実施し、現状把握や相談等を行います。また、支援の必要な方については、すこやか保健センターへ報告してもらうことで、その後の支援につなげるよう努めます。
④子育て支援施設の充実	こども館については、季節ごとに魅力あるイベント等を実施し、多くの親子が楽しめる施設づくりに努めます。 また、既存施設の改修、リニューアル、新たな子育て支援施設等の検討など、安心・安全でかつ快適な子育て環境の更なる整備を推進します。
⑤教育・保育施設等の地域子育て支援活動の支援	認定こども園での保護者や地域の子育て力の向上に向けた子育て支援活動の支援に努めます。

(施策2) 地域の子育て支援ネットワークの構築

取組	内容
①子育て支援センター管理運営事業	霧島市こどもセンターを核施設として、各地域の地域子育て支援拠点、教育・保育施設や関係機関と連携し、地域全体で子育て家庭を支える環境づくりに努めます。
②支援ネットワーク会議	市地域子育て支援センター全体会を開催し、各センターの意見交換や情報共有を行い、子育て支援拠点施設の相互連携や子育て支援の在り方、手法などの課題解決に努めます。

基本方針 4. 安全で安心して過ごすことができる居場所づくり

全てのこども・若者が安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要であり、こども・若者の声をききながら居場所づくりを推進します。

また、様々な不登校の原因を的確に捉え、不登校の当事者に配慮した、相談できる環境の整備や支援体制を図ります。

(施策1) こどもの居場所・遊び場づくり

取組	内容
①こどもの居場所づくり支援	こども・若者の意見を聴きながら、こども・若者の視点に立った、居場所づくりを推進します。
②放課後児童支援員に対する研修支援及び実施	放課後児童支援員等を対象とした研修会を実施し、支援員等の質の向上を図ります。
③放課後児童対策	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブを中心とした居場所づくりに努めます。また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会と連携を図りながら、放課後等の児童対策に向けて取り組みます。

(施策2) 不登校のこども等への支援の充実

取組	内容
①教育相談や適応指導の実施	不登校等の問題を抱える保護者、教職員、児童生徒を対象に教育相談を行うとともに、不登校児童生徒の学校復帰を目的とする集団生活への適応指導や学習支援、生活体験活動等を行い、学校復帰、社会参加、自立を促します。
②スクールカウンセラー等の配置	県のスクールカウンセラー派遣制度に加え、本市の臨床心理士やいじめ相談員、かけはしサポーターを市内の公立小・中学校に派遣することにより、児童生徒、保護者、教職員の心のケアや相談に対応します。
③不登校対策	不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加の要因について分析を行います。
④ひきこもり対策	15歳以上のひきこもり状態にあるこどもについては、本人・家族の相談に対応し、若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、支援します。 また、安心できる居場所として、ひきこもりのフリースペースの開催を実施します。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供区域の設定

2. 保育の必要性の認定について

3. 給付対象としての認可と確認

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

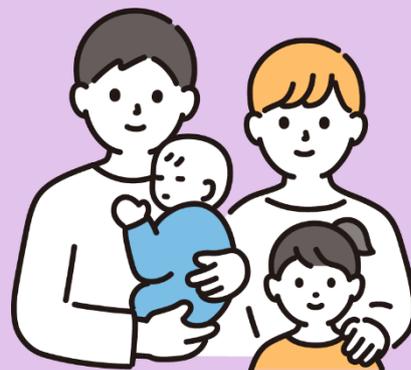
6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

7. 放課後児童クラブ施設整備の取組

8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携



第5章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の实情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という）を定めることとされました。

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
<ul style="list-style-type: none">● 児童数や施設数は適切な規模か● 区域ごとに事業量の見込みが算出可能か● 区域ごとに確保策を打ち出せるか	<ul style="list-style-type: none">● 居宅より容易に移動することが可能か● 区域内で事業の確保が可能か● 現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

本市内の各地域における現在の教育・保育の利用状況、地理的条件などその他の条件を総合的に勘案して、6区域を設定します。

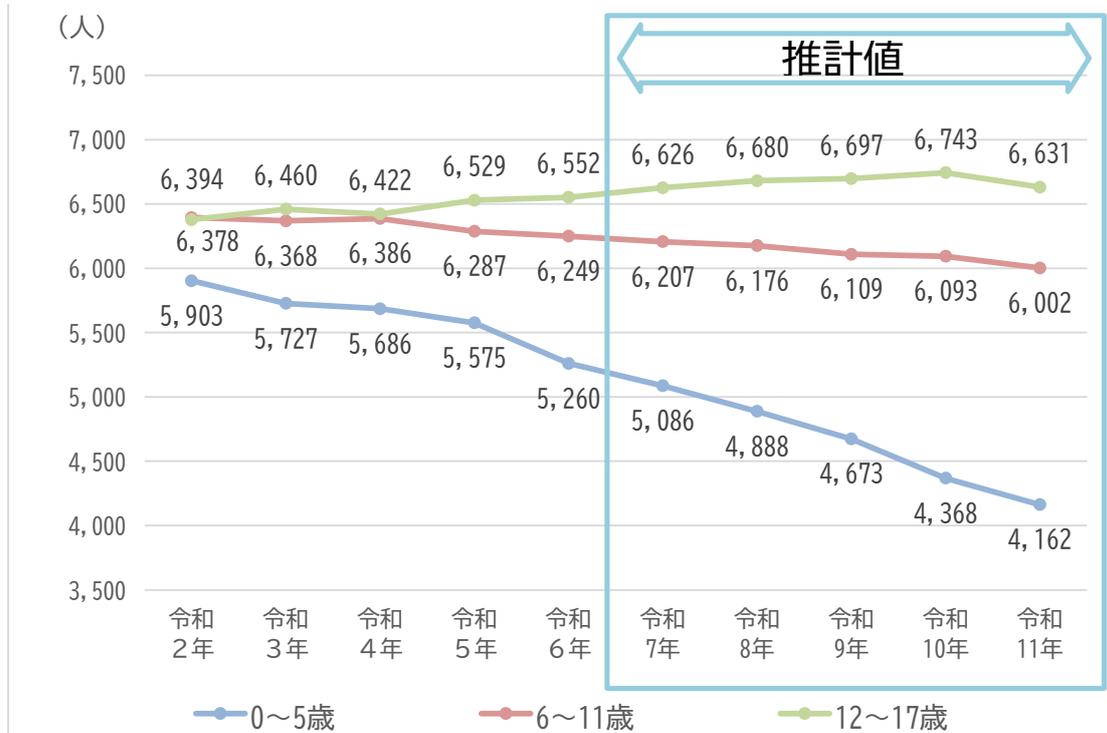
教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、各事業の利用状況、実態によっては、事業ごとに設定します。



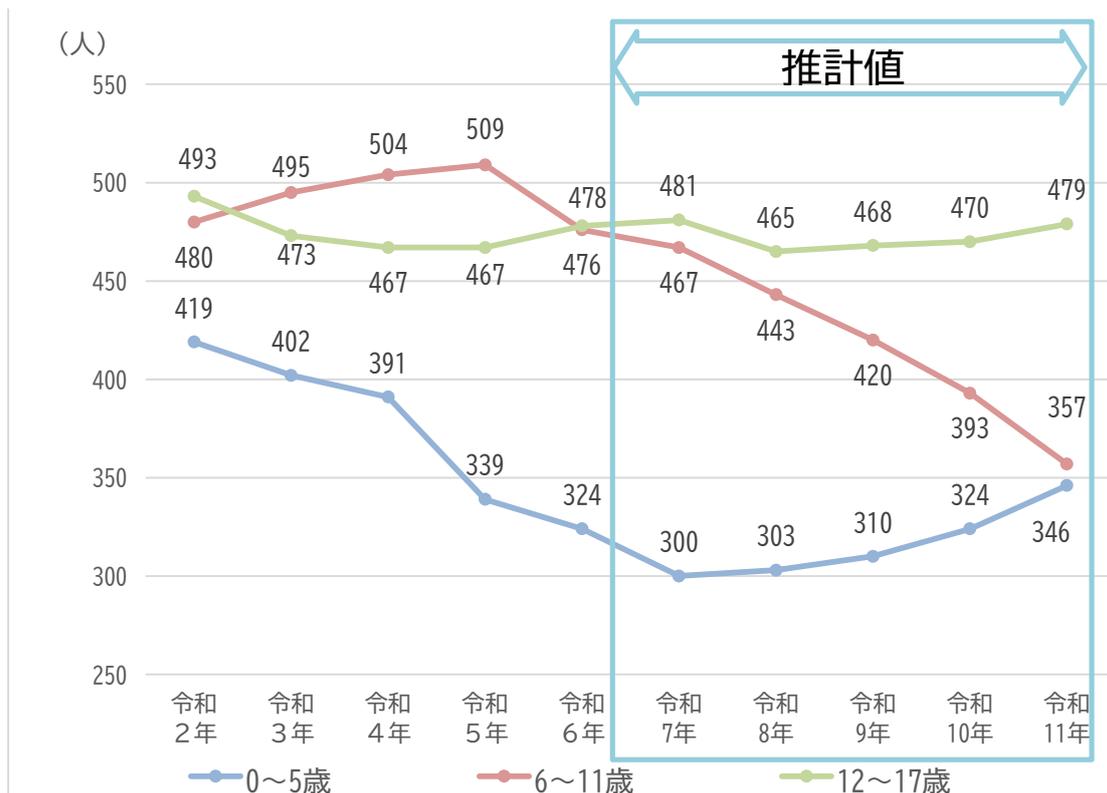
(4) 児童数推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を平成31年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート要因法を用いて算出しました。

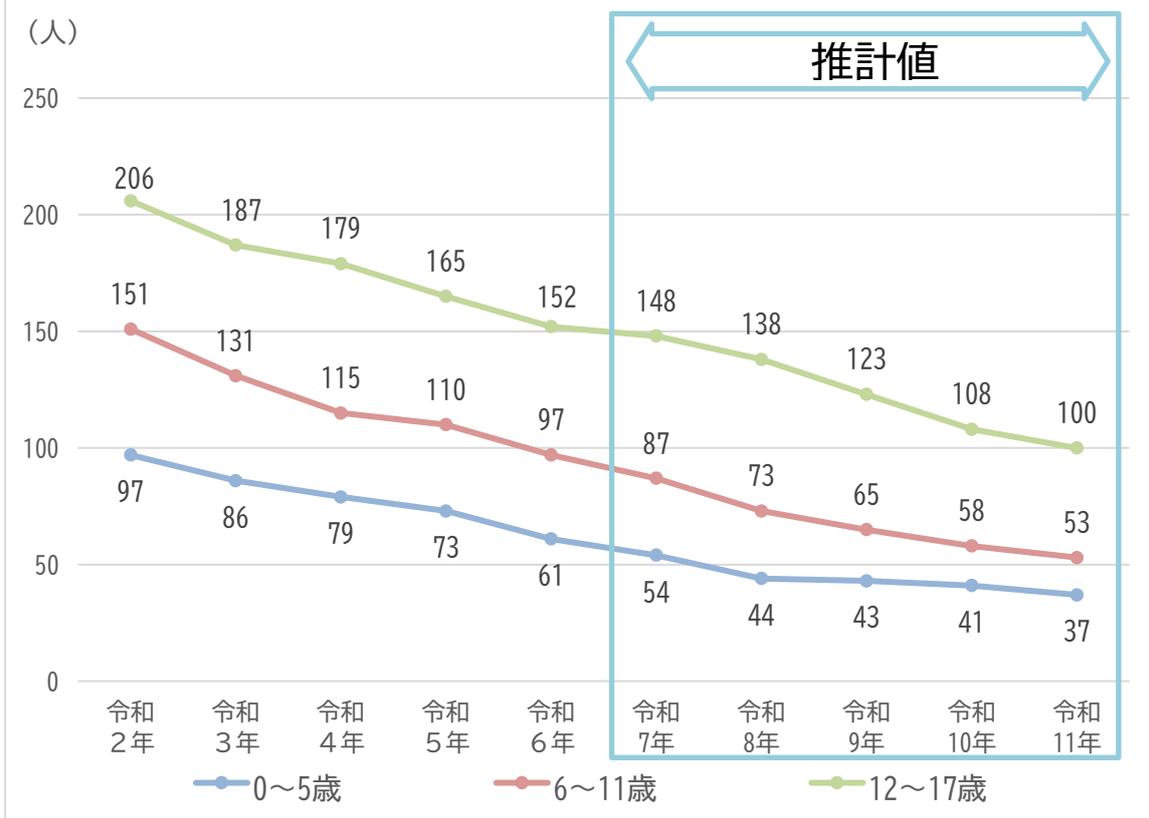
①国分・隼人地区全域及び福山小学校区



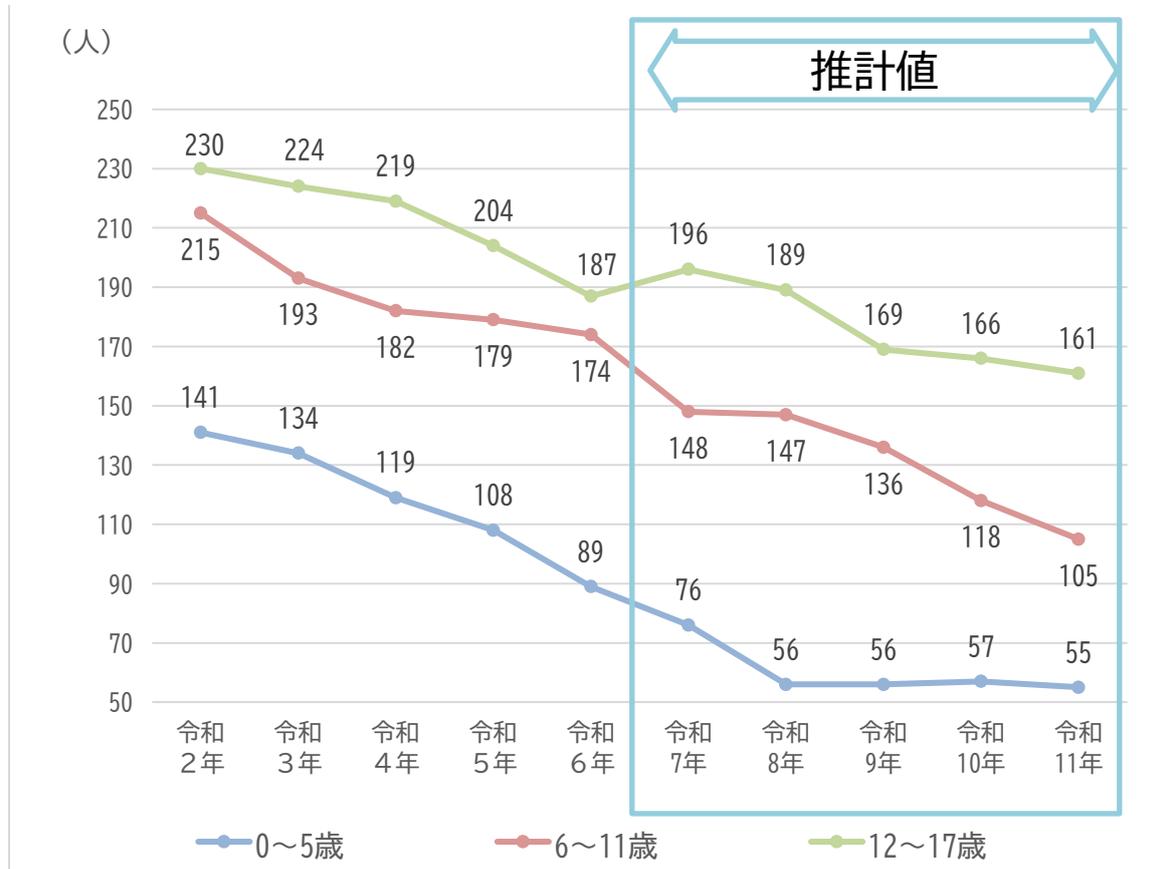
②溝辺地区全域（溝辺・綾南中学校区）



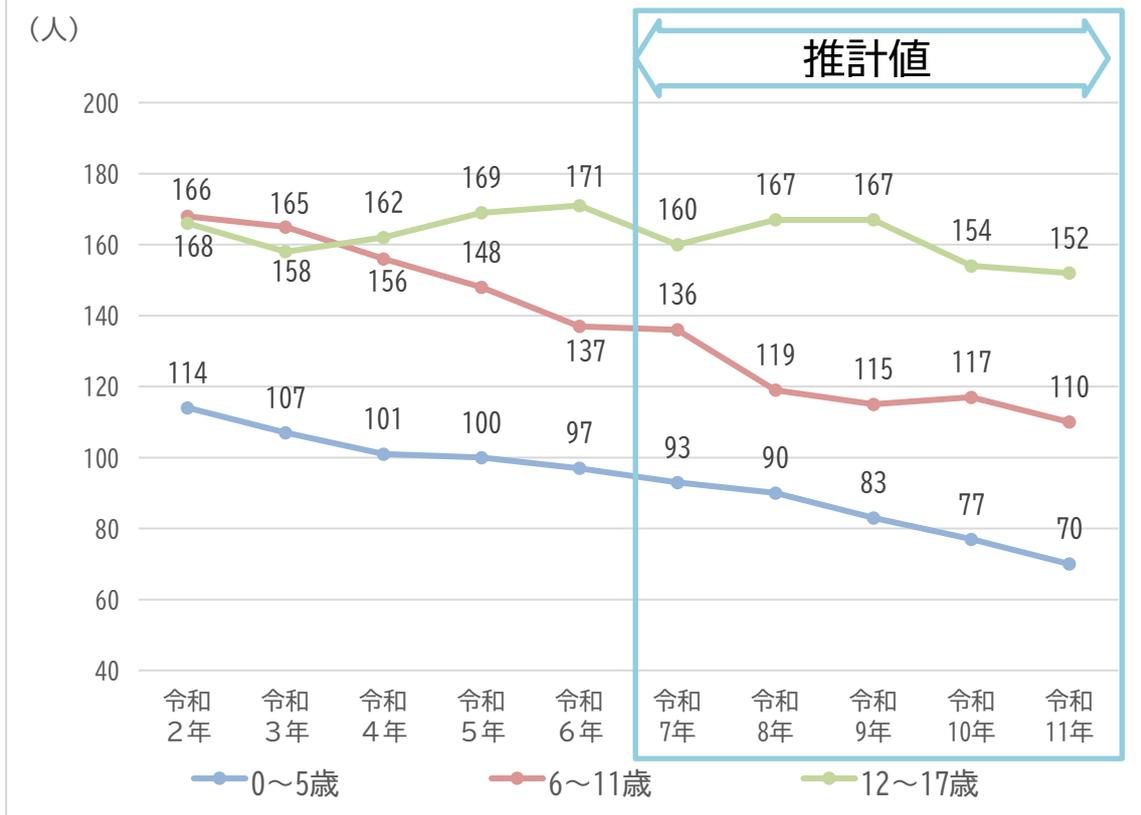
③横川中学校区



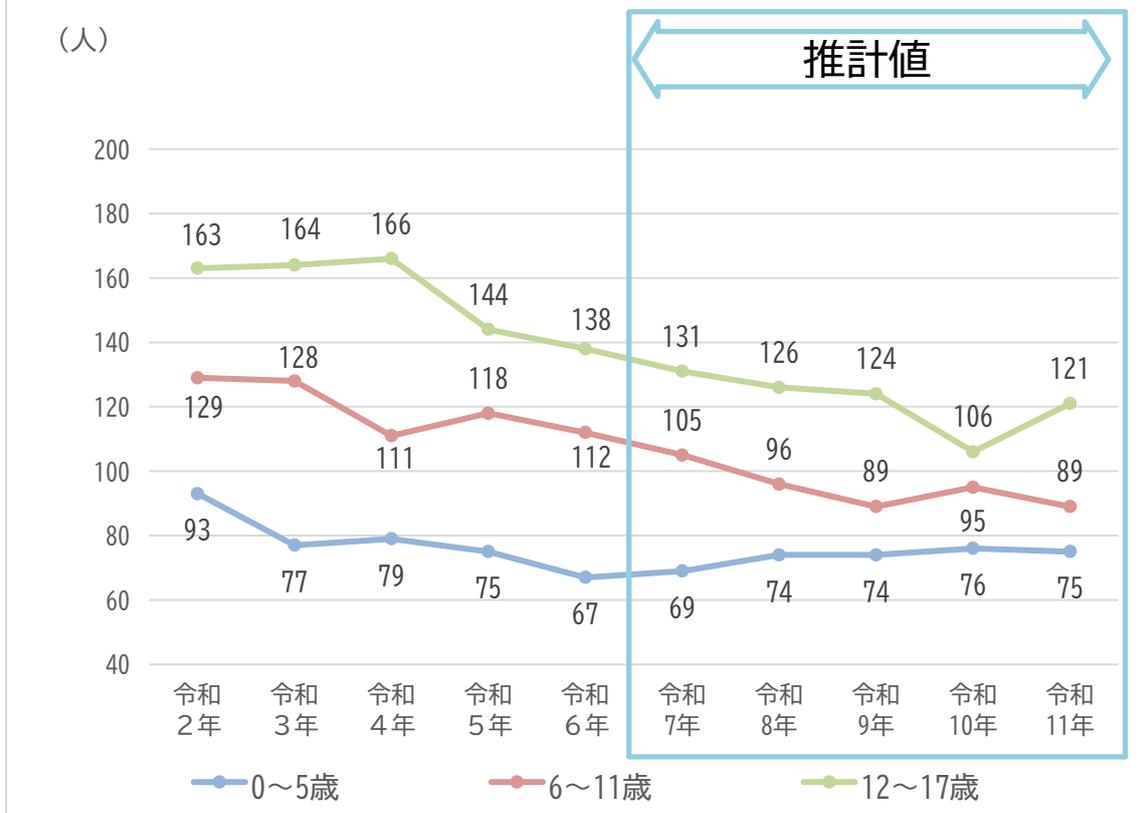
④牧園中学校区



⑤霧島中学校区



⑥牧之原中学校区



2. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで給付する仕組みとなっています。

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園
		認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども(保育の必要性あり)	保育所
		認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども(保育の必要性あり)	保育所
		認定こども園
		地域型保育事業

■認定区分：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして霧島市が定める事由
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (霧島市では、保育入所のための就労下限時間を1か月当り64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。

月120時間以上の就労

1日あたり11時間までの利用に対応するもの。

【保育短時間】 両親の両方またはいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。

月64時間以上120時間未満の就労

1日あたり8時間までの利用に対応するもの。

3. 給付対象としての認可と確認

新制度における施設型給付または地域型保育給付の支給対象となる事業所については、「認可」とあわせて「確認」を受けることが必要となっています。

(参考) 認可と確認における根拠法と所管の関係

施設・事業			認可		確認	
			根拠法	所管	根拠法	所管
施設型	認定こども園	幼保連携型	認定こども園法		子ども・子育て支援法	市町村
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型 地方裁量型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型	小規模保育	児童福祉法		市町村		
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

4. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 量の見込み

本市に居住する子ども及びその保護者の教育・保育等の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、バランスのとれた教育・保育等の提供が行われるよう、地域の実情などを勘案し、下表のとおり提供区域ごとに量の見込みを設定します。

区分	量の見込み
教育・保育	必要利用定員総数
地域子ども・子育て支援事業	施設数・年間延べ利用者数など

(2) 提供体制の確保内容

保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から教育・保育を受けられるような提供体制の確保が必要であることから、保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況等に配慮しつつ、柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、現在の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の利用状況及び今後の利用希望を勘案し、提供体制の確保内容を定めます。

なお、本計画では、企業主導型保育事業の地域枠についても確保方策に含めています。

(3) 幼児教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

① 保育利用率の目標設定

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定しました。

保育利用率とは

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \frac{\text{3歳未満の利用定員数}}{\text{3歳未満の児童数}}$$

〔子ども・子育て支援法に基づく基本指針第2の2の2（一）〕

保育利用率：満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

■ 本市の保育利用率の目標値

令和7年度から令和11年度 ⇒

56.55%

②教育・保育の提供体制の確保内容の基本的な考え方

市全域の各認定区分では、確保量（供給）が量の見込み（需要）を上回る見込みです。

一方、幼児教育・保育の無償化に加え、就労形態の多様化や共働き世帯の増加等により、提供区域によっては、量の見込みに対して、教育・保育施設が不足するところがあります。

これらについては、提供区域ごとの人口や歳児別の保育需要等の動向を見極めながら、保護者の多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう既存の幼稚園、認定こども園等において既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等により対応することを想定しています。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

教育及び保育を一体的に提供する認定こども園は、保護者の就労状況の変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れる施設です。本市ではこれまで多くの幼稚園・保育園が認定こども園へと移行しており、移行に当たっては、鹿児島県との調整や必要な情報提供などの支援を行いました。

今後も、幼児教育・保育の無償化による影響を踏まえるとともに、各施設の個別事情を勘案しながら、引き続き、移行に向けた支援を推進していきます。

(2) 教育・保育施設等と地域型保育との連携

地域型保育事業（小規模保育事業A型）の卒園後の保育の場の確保にあたっては、地域型保育事業者による保育の提供の終了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、認可保育所等との間で協定書の締結や保育所等の利用調整における調整基準点の加算などの円滑な接続のための支援を行っています。

今後も、引き続き、教育・保育施設や地域型保育事業の連携に向けた支援の充実を図ります。

(3) 量の見込みと確保方策について

① 国分・隼人地区全域及び福山小学校区

(単位：人)

年度	認定区分		①量の見込み (必要利用 定員総数)	②量の確保						合計	②-①
				認定 こども園	幼稚園 (新制度 移行)	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 (新制度に 移行しない)	企業主導型 保育事業		
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,238	808	680				0	1,488	250
		うち2号認定 (教育二一ス)	540								
		2号認定 (保育二一ス)	1,637	1,420		186			9	1,615	-22
	0 歳児	3号認定 (保育)	323	273		21	46		27	367	44
	1 歳児		560	432	0	36	46	0	29	543	-17
	2 歳児		574	495		36	44		34	609	35
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,206	803	680				0	1,483	277
		2号認定 (教育二一ス)	526								
		2号認定 (保育二一ス)	1,594	1,455		146			9	1,610	16
	0 歳児	3号認定 (保育)	314	272		15	46		27	360	46
	1 歳児		544	437	0	29	46	0	29	541	-3
	2 歳児		566	500		29	44		34	607	41
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,175	778	680				0	1,458	283
		2号認定 (教育二一ス)	512								
		2号認定 (保育二一ス)	1,553	1,458		146			9	1,613	60
	0 歳児	3号認定 (保育)	306	258		15	46		27	346	40
	1 歳児		529	431	0	29	46	0	29	535	6
	2 歳児		550	491		29	44		34	598	48
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,104	773	680				0	1,453	349
		2号認定 (教育二一ス)	481								
		2号認定 (保育二一ス)	1,460	1,458		146			9	1,613	153
	0 歳児	3号認定 (保育)	297	258		15	46		27	346	49
	1 歳児		514	430	0	29	46	0	29	534	20
	2 歳児		535	490		29	44		34	597	62
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,079	763	680				0	1,443	364
		2号認定 (教育二一ス)	470								
		2号認定 (保育二一ス)	1,427	1,453		146			9	1,608	181
	0 歳児	3号認定 (保育)	289	258		15	46		27	346	57
	1 歳児		500	430	0	29	46	0	29	534	34
	2 歳児		521	490		29	44		34	597	76

【確保の内容】

2号認定及び3号認定に不足が生じているため、既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すとともに、状況によって、不足する定員に配慮した構成の保育施設等の新設、増設等を検討することで、不足の解消に取り組みます。



②溝辺地区全域（溝辺・綾南中学校区）

（単位：人）

年度	認定区分	①量の見込み （必要利用 定員総数）	②量の確保						合計	②-①
			認定 こども園	幼稚園 （新制度 移行）	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 （新制度に 移行しない）	企業主導型 保育事業		
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	13	15	90			0	105	92
		うち2号認定 （教育二一ス）	3							
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 （保育二一ス）	140	49		128		0	177	37
		3号認定 （保育）	30	7		19	6	1	33	3
			43	17	0	26	6	0	51	8
			47	17		27	7	2	53	6
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12	15	90			0	105	93
		2号認定 （教育二一ス）	3							
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 （保育二一ス）	135	49		128		0	177	42
		3号認定 （保育）	30	7		19	6	1	33	3
			43	17	0	26	6	0	51	8
			48	17		27	7	2	53	5
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12	15	90			0	105	93
		2号認定 （教育二一ス）	3							
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 （保育二一ス）	132	49		128		0	177	45
		3号認定 （保育）	30	7		19	6	1	33	3
			43	17	0	26	6	0	51	8
			48	17		27	7	2	53	5
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12	15	90			0	105	93
		2号認定 （教育二一ス）	3							
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 （保育二一ス）	133	49		128		0	177	44
		3号認定 （保育）	30	7		19	6	1	33	3
			43	17	0	26	6	0	51	8
			48	17		27	7	2	53	5
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 （教育）	12	15	90			0	105	93
		2号認定 （教育二一ス）	3							
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 （保育二一ス）	140	49		128		0	177	37
		3号認定 （保育）	30	7		19	6	1	33	3
			43	17	0	26	6	0	51	8
			48	17		27	7	2	53	5

【確保の内容】

現状において、提供区域内の教育・保育二一スは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用等により、不足の解消に取り組みます。



③横川中学校区

(単位：人)

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②量の確保						②-①	
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9	0	0	/	/	/	0	0	-9
		うち2号認定 (教育二一ス)	4	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	26	0	/	65	/	/	0	65	39
	0 歳児	3号認定 (保育)	3	0	/	9	0	/	0	9	6
	1 歳児		6	0	0	14	0	0	0	14	8
	2 歳児		15	0	/	12	0	/	0	12	-3
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7	0	0	/	/	/	0	0	-7
		2号認定 (教育二一ス)	3	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	22	0	/	55	/	/	0	55	33
	0 歳児	3号認定 (保育)	3	0	/	6	0	/	0	6	3
	1 歳児		6	0	0	16	0	0	0	16	10
	2 歳児		9	0	/	13	0	/	0	13	4
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7	0	0	/	/	/	0	0	-7
		2号認定 (教育二一ス)	3	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	21	0	/	50	/	/	0	50	29
	0 歳児	3号認定 (保育)	3	0	/	6	0	/	0	6	3
	1 歳児		6	0	0	13	0	0	0	13	7
	2 歳児		9	0	/	11	0	/	0	11	2
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7	0	0	/	/	/	0	0	-7
		2号認定 (教育二一ス)	3	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	19	0	/	47	/	/	0	47	28
	0 歳児	3号認定 (保育)	3	0	/	6	0	/	0	6	3
	1 歳児		6	0	0	12	0	0	0	12	6
	2 歳児		9	0	/	10	0	/	0	10	1
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	5	0	0	/	/	/	0	0	-5
		2号認定 (教育二一ス)	2	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	16	0	/	45	/	/	0	45	29
	0 歳児	3号認定 (保育)	3	0	/	5	0	/	0	5	2
	1 歳児		6	0	0	11	0	0	0	11	5
	2 歳児		9	0	/	9	0	/	0	9	0

【確保の内容】

- ①提供区域内に教育施設が設置されていない状況ではありますが、提供区域外の教育施設への利用実績があることから、提供区域外の教育施設において、1号認定を確保します。
- ②3号認定に不足が生じているため、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すことなどにより、不足の解消に取り組



④牧園中学校区

(単位：人)

年度	認定区分	①量の見込み (必要利用 定員総数)	②量の確保						合計	②-①
			認定 こども園	幼稚園 (新制度 移行)	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 (新制度に 移行しない)	企業主導型 保育事業		
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	12	10	0	/	/	0	10	-2
		うち2号認定 (教育二一ス)	1	/	/	/	/	/	/	/
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 (保育二一ス)	61	18	/	77	/	0	95	34
		3号認定 (保育)	6	3	/	9	0	0	12	6
			10	5	0	9	0	0	14	4
			17	4	/	15	0	0	19	2
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10	10	0	/	/	0	10	0
		2号認定 (教育二一ス)	1	/	/	/	/	/	/	/
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 (保育二一ス)	49	18	/	77	/	0	95	46
		3号認定 (保育)	6	3	/	9	0	0	12	6
			10	5	0	9	0	0	14	4
			15	4	/	15	0	0	19	4
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10	10	0	/	/	0	10	0
		2号認定 (教育二一ス)	1	/	/	/	/	/	/	/
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 (保育二一ス)	56	18	/	77	/	0	95	39
		3号認定 (保育)	6	3	/	9	0	0	12	6
			10	5	0	9	0	0	14	4
			15	4	/	15	0	0	19	4
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10	10	0	/	/	0	10	0
		2号認定 (教育二一ス)	1	/	/	/	/	/	/	/
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 (保育二一ス)	59	18	/	77	/	0	95	36
		3号認定 (保育)	6	3	/	9	0	0	12	6
			10	5	0	9	0	0	14	4
			15	4	/	15	0	0	19	4
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	10	10	0	/	/	0	10	0
		2号認定 (教育二一ス)	1	/	/	/	/	/	/	/
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	2号認定 (保育二一ス)	56	18	/	77	/	0	95	39
		3号認定 (保育)	6	3	/	9	0	0	12	6
			10	5	0	9	0	0	14	4
			15	4	/	15	0	0	19	4

【確保の内容】

- ① 1号認定に不足が生じているため、提供区域外の教育施設において、1号認定を確保します。
- ② 現状において、提供区域内の教育・保育二一スは確保されています。不足が生じた場合は、保育所定員の弾力的運用等により、不足の解消に取り組みます。



⑤霧島中学校区

(単位：人)

年度	認定区分	①量の見込み (必要利用 定員総数)	②量の確保						合計	②-①
			認定 こども園	幼稚園 (新制度 移行)	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 (新制度に 移行しない)	企業主導型 保育事業		
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	19	30	20			0	50	31
		うち2号認定 (教育二一ス)	10							
	0 歳児	2号認定 (保育二一ス)	61	57		0		0	57	-4
		3号認定 (保育)	7	12		0	0	0	12	5
			14	18	0	0	0	0	18	4
			23	23		0	0	0	23	0
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	21	30	20			0	50	29
		2号認定 (教育二一ス)	11							
	0 歳児	2号認定 (保育二一ス)	65	57		0		0	57	-8
		3号認定 (保育)	7	12		0	0	0	12	5
			12	18	0	0	0	0	18	6
			17	23		0	0	0	23	6
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	19	30	20			0	50	31
		2号認定 (教育二一ス)	10							
	0 歳児	2号認定 (保育二一ス)	60	57		0		0	57	-3
		3号認定 (保育)	7	12		0	0	0	12	5
			12	18	0	0	0	0	18	6
			14	23		0	0	0	23	9
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	17	30	20			0	50	33
		2号認定 (教育二一ス)	9							
	0 歳児	2号認定 (保育二一ス)	53	53		0		0	53	0
		3号認定 (保育)	7	11		0	0	0	11	4
			12	16	0	0	0	0	16	4
			14	20		0	0	0	20	6
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	14	30	20			0	50	36
		2号認定 (教育二一ス)	8							
	0 歳児	2号認定 (保育二一ス)	45	53		0		0	53	8
		3号認定 (保育)	7	11		0	0	0	11	4
			12	16	0	0	0	0	16	4
			14	20		0	0	0	20	6

【確保の内容】

2号認定に不足が生じているため、既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すことなどにより、不足の解消に取り組めます。



⑥牧之原中学校区

(単位：人)

年度	認定区分		①量の見込み 必要利用 定員総数	②量の確保						②-①	
				認定 こども園	幼稚園 新制度 移行	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 新制度に 移行しない	企業主導型 保育事業		合計
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9	15	0	/	/	0	/	15	6
		うち2号認定 (教育二一ス)	7	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	32	30	/	0	/	0	0	30	-2
	0 歳児	3号認定 (保育)	10	10	/	0	0	/	0	10	0
	1 歳児		8	10	0	0	0	0	10	2	
	2 歳児		9	10	/	0	0	/	0	10	1
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	9	15	0	/	/	0	/	15	6
		2号認定 (教育二一ス)	7	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	33	30	/	0	/	0	0	30	-3
	0 歳児	3号認定 (保育)	10	10	/	0	0	/	0	10	0
	1 歳児		8	10	0	0	0	0	10	2	
	2 歳児		8	10	/	0	0	/	0	10	2
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8	15	0	/	/	0	/	15	7
		2号認定 (教育二一ス)	7	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	33	30	/	0	/	0	0	30	-3
	0 歳児	3号認定 (保育)	10	10	/	0	0	/	0	10	0
	1 歳児		8	10	0	0	0	0	10	2	
	2 歳児		8	10	/	0	0	/	0	10	2
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	8	15	0	/	/	0	/	15	7
		2号認定 (教育二一ス)	6	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	30	30	/	0	/	0	0	30	0
	0 歳児	3号認定 (保育)	10	10	/	0	0	/	0	10	0
	1 歳児		8	10	0	0	0	0	10	2	
	2 歳児		8	10	/	0	0	/	0	10	2
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	7	15	0	/	/	0	/	15	8
		2号認定 (教育二一ス)	6	/	/	/	/	/	/	/	/
		2号認定 (保育二一ス)	29	30	/	0	/	0	0	30	1
	0 歳児	3号認定 (保育)	10	10	/	0	0	/	0	10	0
	1 歳児		8	10	0	0	0	0	10	2	
	2 歳児		8	10	/	0	0	/	0	10	2

【確保の内容】

2号認定に不足が生じているため、既存施設の定員拡大、提供区域外の教育・保育施設の利用等を促すことなどにより、不足の解消に取り組めます。



(参考) 市全域の幼児期の学校教育・保育料の見込と提供体制の確保の内容

(単位：人)

年度	認定区分	①量の見込み (必要利用 定員総数)	②量の確保						合計	②-①	
			認定 こども園	幼稚園 (新制度 移行)	保育所	地域型 保育事業	幼稚園 (新制度に 移行しない)	企業主導型 保育事業			
令和 7年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,300	878	790	0	0	0	0	1,668	368
		うち2号認定 (教育二一ス)	565	0	0	0	0	0	0		
		2号認定 (保育二一ス)	1,957	1,574	0	456	0	0	9	2,039	82
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	3号認定 (保育)	379	305	0	58	52	0	28	443	64
			641	482	0	85	52	0	31	650	9
			685	549	0	90	51	0	36	726	41
令和 8年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,265	873	790	0	0	0	0	1,663	398
		2号認定 (教育二一ス)	551	0	0	0	0	0	0		
		2号認定 (保育二一ス)	1,898	1,609	0	406	0	0	9	2,024	126
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	3号認定 (保育)	370	304	0	49	52	0	28	433	63
			623	487	0	80	52	0	31	650	27
			663	554	0	84	51	0	36	725	62
令和 9年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,231	848	790	0	0	0	0	1,638	407
		2号認定 (教育二一ス)	536	0	0	0	0	0	0		
		2号認定 (保育二一ス)	1,855	1,612	0	401	0	0	9	2,022	167
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	3号認定 (保育)	362	290	0	49	52	0	28	419	57
			608	481	0	77	52	0	31	641	33
			644	545	0	82	51	0	36	714	70
令和 10年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,158	843	790	0	0	0	0	1,633	475
		2号認定 (教育二一ス)	503	0	0	0	0	0	0		
		2号認定 (保育二一ス)	1,754	1,608	0	398	0	0	9	2,015	261
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	3号認定 (保育)	353	289	0	49	52	0	28	418	65
			593	478	0	76	52	0	31	637	44
			629	541	0	81	51	0	36	709	80
令和 11年度	3-5 歳児	1号認定 (教育)	1,127	833	790	0	0	0	0	1,623	496
		2号認定 (教育二一ス)	490	0	0	0	0	0	0		
		2号認定 (保育二一ス)	1,713	1,603	0	396	0	0	9	2,008	295
	0 歳児 1 歳児 2 歳児	3号認定 (保育)	345	289	0	48	52	0	28	417	72
			579	478	0	75	52	0	31	636	57
			615	541	0	80	51	0	36	708	93

6. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保内容

① 利用者支援事業【提供区域：市内全域】

お子さんとその保護者の身近な場所で、教育・保育施設、地域の子育て支援事業などの情報提供や子育てについての相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業。

【提供体制確保の考え方】

実施機関：霧島市

実施体制：利用者支援事業類型「こども家庭センター型」R6.4.1～

すこやか保健センター(旧子育て世代包括支援センター)及びこども・くらし相談センター(旧子ども家庭総合支援拠点)の一体的な運営を行うため箇所数は「1箇所」とする。妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

◆こども家庭センター型

(単位：か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (実施施設数)	1	1	1	1	1
②確保の内容 (実施施設数)	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

② 地域子育て支援拠点事業【提供区域：旧7市町単位】

お子さん（主に乳幼児）とその保護者がお互いに交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、親子遊びの催しなどの子育て支援を目的とした事業。

【提供体制確保の考え方】

市内10か所で実施しており、各拠点施設の特性を生かした各種サロンの実施や子育て等に関する相談対応を行い、安心して子育てができる環境の提供に努める。

(単位：人、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ利用者数)		46,940	47,409	47,883	48,362	48,846
②確保の内容 (延べ利用者数)		46,940	47,409	47,883	48,362	48,846
拠点数		11	11	11	11	11
(内訳)	国分・隼人地区	6	6	6	6	6
	溝辺地区	1	1	1	1	1
	横川地区	1	1	1	1	1
	牧園地区	1	1	1	1	1
	霧島地区	1	1	1	1	1
	福山地区	1	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

③ 妊婦健康診査事業【提供区域：市内全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

(単位：人、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (実受診者数)	1,151	1,096	1,051	1,009	972
(延べ受診者数)	9,358	8,910	8,545	8,203	7,902
※参考 (妊娠届出数)	765	721	679	639	602
②確保の内容 (実受診者数)	1,151	1,096	1,051	1,009	972
(延べ受診者数)	9,358	8,910	8,545	8,203	7,902
(実施体制)	健診回数： 実施機関：鹿児島県内医療機関 実施体制：医療機関委託 実施機関：妊娠期間				
②－① (実受診者数)	0	0	0	0	0
(延べ受診者数)	0	0	0	0	0

④ 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市内全域】

生後4か月までのお子さんのいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業。

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (利用者数)	283	272	261	251	243
②確保の内容 (延べ利用者数)	283	272	261	251	243
(実施体制)	実施機関：霧島市 実施体制：霧島市母子保健推進員により対応				
②－①	0	0	0	0	0

⑤養育支援訪問事業【提供区域：市内全域】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業。

(単位：人)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ利用者数)	第2期計画時（R2～6年度）未実施 本計画にて実施予定はないが、「子ども・子育て支援 事業計画」が法定計画であり、掲載しないことで不都 合も生じ得るため掲載の仕方を検討中				
②確保の内容 (延べ利用者数)					
(実施体制)					
②-①					

⑥ 子育て短期支援事業【提供区域：市内全域】

保護者の病気などの理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となったお子さんを対象に、児童養護施設などで必要な保護を行う事業。

◆ショートステイ

(単位：人、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ利用者数)	180	180	180	180	180
②確保の内容 (延べ利用者数)	180	180	180	180	180
施設数	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【提供区域：市内全域】

子育て中の保護者で、お子さんの預かりなどの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

【提供体制確保の考え方】

市内1か所で実施しており、公共施設でのパンフレットの配架や市広報誌やホームページの情報発信等、市と連携し、会員獲得に努めている。

(単位：人日、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ利用者数)	400	400	400	400	400
②確保の内容 (延べ利用者数)	400	400	400	400	400
拠点箇所数	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園型）【提供区域：教育・保育と同じ】

冠婚葬祭、病気、育児中のリフレッシュなどの保護者の事情で、一時的に家庭で保育できない場合に、保育所、地域子育て支援拠点などにおいて、お子さんを預かる事業。

(単位：人、か所)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み 1号認定（延べ利用者数）		10,414	10,140	9,866	9,276	9,030
①量の見込み 2号認定（延べ利用者数）		93,698	91,235	88,774	83,447	81,238
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	1号	9,926	9,669	9,418	8,849	8,648
	2号	89,329	87,018	84,757	79,632	77,824
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	1号	90	84	84	84	84
	2号	803	753	753	753	753
横川中学校区	1号	73	56	56	56	40
	2号	653	502	502	502	351
牧園中学校区	1号	73	62	62	62	62
	2号	653	552	552	552	552
霧島中学校区	1号	162	179	162	146	123
	2号	1,457	1,607	1,457	1,305	1,105
牧之原中学校区	1号	90	90	84	79	73
	2号	803	803	753	703	653
②確保の内容(延べ利用者数)		104,112	101,375	98,640	92,723	90,268
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区		99,255	96,687	94,175	88,481	86,472
		30	30	30	30	30
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)		1,256	1,116	1,116	1,116	1,033
		1	1	1	1	1
横川中学校区※		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
牧園中学校区		1,089	893	893	893	809
		1	1	1	1	1
霧島中学校区		1,619	1,786	1,619	1,451	1,228
		3	3	3	3	3
牧之原中学校区		893	893	837	782	726
		1	1	1	1	1
施設数		36	36	36	36	36
②-①		0	0	0	0	0

※提供区域内に一時預かり事業（幼稚園型）を実施している教育施設はありませんが、提供区域外の教育施設への利用実態がある場合は、提供区域外の教育施設において、提供体制を確保します。

⑧-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）【提供区域：教育・保育と同じ】

(単位：人、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ利用者数)	6,294	6,231	6,168	6,106	6,044
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	5,638	5,583	5,501	5,396	5,301
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	333	346	365	400	441
横川中学校区	60	50	51	51	47
牧園中学校区	84	64	66	70	70
霧島中学校区	103	103	98	95	89
牧之原中学校区	76	85	87	94	96
②確保の内容 (延べ利用者数)	6,294	6,231	6,168	6,106	6,044
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	5,638 10	5,583 10	5,501 10	5,396 10	5,301 10
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	333 1	346 1	365 1	400 1	441 1
横川中学校区	60 1	50 1	51 1	51 1	47 1
牧園中学校区	84 3	64 3	66 3	70 3	70 3
霧島中学校区	103 1	103 1	98 1	95 1	89 1
牧之原中学校区	76 1	85 1	87 1	94 1	96 1
施設数	17	17	17	17	17
②－①	0	0	0	0	0

⑨ 延長保育事業【提供区域：教育・保育と同じ】

通常の保育時間の前後に、保育所などにおいて、保育を行う事業。

(単位：人、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (利用者数)	3,399	3,257	3,133	2,966	2,857
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	2,857	2,747	2,625	2,455	2,338
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	258	260	266	277	297
横川中学校区	50	40	39	37	34
牧園中学校区	80	57	57	57	55
霧島中学校区	105	101	93	86	78
牧之原中学校区	49	52	53	54	55
②確保の内容(利用者数)	3,399	3,257	3,133	2,966	2,857
国分・隼人地区全域 及び福山小学校区	2,857 34	2,747 34	2,625 34	2,455 34	2,338 34
溝辺地区全域 (溝辺・陵南中学校区)	258 4	260 4	266 4	277 4	297 4
横川中学校区	50 1	40 1	39 1	37 1	34 1
牧園中学校区	80 5	57 5	57 5	57 5	55 5
霧島中学校区	105 2	101 2	93 2	86 2	78 2
牧之原中学校区	49 1	52 1	53 1	54 1	55 1
施設数	47	47	47	47	47
②－①	0	0	0	0	0

⑩ 病児・病後児保育事業（病児・病後児対応型）【提供区域：市内全域】

病気や病気の回復期にあるお子さんを対象に、保育所などでの集団保育が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない場合に、病院、保育所などにおいて、一時的に保育を行う事業。

(単位：人、か所)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み (延べ利用者数)	1,007	978	938	903	869
②確保の内容 (延べ利用者数)	1,007	978	938	903	869
施設数	6	6	6	6	6
②－①	0	0	0	0	0

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生のお子さんを対象に、授業の終了後などに遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業。

①単位：人 ②単位 上段：人
下段：単位

学校区	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)								
国分北小学校	合計	152人	154人		156人		161人		164人	
うち	1年生	39人	39人	154人	39人	156人	39人	161人	40人	164人
	2年生	34人	35人		36人		35人		33人	
	3年生	32人	32人		33人		32人		33人	
	4年生	24人	23人	6単位	24人	6単位	24人	6単位	24人	6単位
	5年生	17人	14人		15人		20人		19人	
	6年生	6人	11人		9人		11人		15人	
青葉小学校	合計	97人	98人		99人		100人		102人	
うち	1年生	26人	26人	98人	27人	99人	27人	100人	27人	102人
	2年生	22人	22人		23人		23人		23人	
	3年生	20人	21人		21人		22人		22人	
	4年生	14人	14人	3単位	13人	3単位	13人	3単位	14人	3単位
	5年生	8人	8人		8人		8人		9人	
	6年生	7人	7人		7人		7人		7人	
木原小学校	合計	3人	3人		3人		3人		3人	
うち	1年生	3人	2人	3人	2人	3人	2人	3人	2人	3人
	2年生	0人	1人		1人		1人		1人	
	3年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人	0人	0単位	0人	0単位	0人	0単位	0人	0単位
	5年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	6年生	0人	0人		0人		0人		0人	
川原小学校	合計	0人	0人		0人		0人		0人	
うち	1年生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	2年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	3年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人	0人	0単位	0人	0単位	0人	0単位	0人	0単位
	5年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	6年生	0人	0人		0人		0人		0人	
国分小学校	合計	284人	299人		310人		312人		318人	
うち	1年生	95人	95人	299人	96人	310人	97人	312人	98人	318人
	2年生	65人	78人		81人		72人		72人	
	3年生	46人	48人		56人		61人		65人	
	4年生	32人	35人	8単位	30人	8単位	42人	8単位	43人	8単位
	5年生	28人	28人		30人		22人		30人	
	6年生	18人	15人		17人		18人		10人	
向花小学校	合計	141人	148人		152人		155人		159人	
うち	1年生	36人	37人	148人	37人	152人	37人	155人	38人	159人
	2年生	32人	29人		33人		34人		34人	
	3年生	34人	28人		25人		27人		30人	
	4年生	18人	27人	5単位	24人	5単位	19人	5単位	24人	5単位
	5年生	20人	13人		23人		20人		16人	
	6年生	1人	14人		10人		18人		17人	
上小川小学校	合計	93人	82人		76人		73人		68人	
うち	1年生	17人	17人	82人	19人	76人	19人	73人	18人	68人
	2年生	15人	14人		15人		16人		17人	
	3年生	21人	11人		12人		12人		13人	
	4年生	13人	19人	8単位	8人	8単位	9人	8単位	9人	8単位
	5年生	15人	9人		15人		5人		7人	
	6年生	12人	12人		7人		12人		4人	
国分西小学校	合計	225人	231人		236人		238人		239人	
うち	1年生	52人	53人	231人	53人	236人	54人	238人	54人	239人
	2年生	46人	45人		47人		47人		49人	
	3年生	38人	43人		42人		43人		41人	
	4年生	39人	34人	7単位	39人	7単位	37人	7単位	36人	7単位
	5年生	33人	34人		28人		34人		32人	
	6年生	17人	22人		27人		23人		27人	
国分南小学校	合計	245人	252人		254人		259人		261人	
うち	1年生	62人	63人	252人	63人	254人	64人	259人	65人	261人
	2年生	57人	58人		57人		59人		60人	
	3年生	48人	42人		45人		45人		48人	
	4年生	32人	43人	5単位	35人	5単位	39人	5単位	39人	5単位
	5年生	34人	25人		36人		26人		31人	
	6年生	12人	21人		18人		26人		18人	
塚脇小学校	合計	0人	0人		0人		0人		0人	
うち	1年生	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	2年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	3年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	4年生	0人	0人	0単位	0人	0単位	0人	0単位	0人	0単位
	5年生	0人	0人		0人		0人		0人	
	6年生	0人	0人		0人		0人		0人	
天降川小学校	合計	256人	265人		272人		279人		286人	
うち	1年生	75人	76人	265人	78人	272人	81人	279人	81人	286人
	2年生	58人	63人		65人		64人		71人	
	3年生	38人	51人		53人		52人		54人	
	4年生	43人	35人	9単位	43人	10単位	38人	10単位	41人	10単位
	5年生	30人	22人		22人		31人		24人	
	6年生	12人	18人		11人		13人		15人	

学校区	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)								
溝辺小学校	合計 32人		合計 26人		合計 21人		合計 19人		合計 19人	
うち	1年生 6人	32人	1年生 6人	26人	1年生 6人	21人	1年生 6人	19人	1年生 6人	19人
	2年生 5人		2年生 4人		2年生 4人		2年生 5人		2年生 5人	
	3年生 5人		3年生 4人		3年生 3人		3年生 3人		3年生 4人	
	4年生 8人	1単位	4年生 4人	1単位	4年生 2人	1単位	4年生 2人	1単位	4年生 2人	1単位
	5年生 4人		5年生 5人		5年生 3人		5年生 2人		5年生 1人	
	6年生 4人		6年生 3人		6年生 3人		6年生 1人		6年生 1人	
陵南小学校	合計 152人		合計 155人		合計 158人		合計 162人		合計 165人	
うち	1年生 35人	152人	1年生 36人	155人	1年生 37人	158人	1年生 37人	162人	1年生 38人	165人
	2年生 31人		2年生 31人		2年生 33人		2年生 33人		2年生 34人	
	3年生 35人		3年生 28人		3年生 28人		3年生 28人		3年生 30人	
	4年生 21人	4単位	4年生 30人	4単位	4年生 24人	4単位	4年生 24人	4単位	4年生 25人	4単位
	5年生 17人		5年生 17人		5年生 25人		5年生 20人		5年生 21人	
	6年生 13人		6年生 13人		6年生 11人		6年生 20人		6年生 17人	
竹子小学校	合計 14人		合計 12人		合計 10人		合計 9人		合計 7人	
うち	1年生 2人	14人	1年生 2人	12人	1年生 2人	10人	1年生 2人	9人	1年生 2人	7人
	2年生 1人		2年生 1人		2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人	
	3年生 5人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 2人		3年生 2人	
	4年生 1人	1単位	4年生 4人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位
	5年生 4人		5年生 1人		5年生 3人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 1人		6年生 3人		6年生 1人		6年生 2人		6年生 0人	
横川小学校	合計 14人		合計 12人		合計 12人		合計 11人		合計 10人	
うち	1年生 4人	14人	1年生 4人	12人	1年生 4人	12人	1年生 4人	11人	1年生 4人	10人
	2年生 3人		2年生 3人		2年生 3人		2年生 3人		2年生 3人	
	3年生 5人		3年生 2人		3年生 2人		3年生 1人		3年生 2人	
	4年生 1人	1単位	4年生 3人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位
	5年生 1人		5年生 0人		5年生 2人		5年生 1人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 1人		6年生 0人	
安良小学校	合計 0人									
うち	1年生 0人	0人								
	2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人	
	3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人	
	4年生 0人	0単位								
	5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人	
佐々木小学校	合計 4人									
うち	1年生 1人	4人								
	2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人	
	3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人	
	4年生 0人	1単位								
	5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 1人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人	
牧園小学校	合計 25人		合計 24人		合計 23人		合計 23人		合計 22人	
うち	1年生 8人	25人	1年生 8人	24人	1年生 8人	23人	1年生 8人	23人	1年生 8人	22人
	2年生 6人		2年生 5人		2年生 6人		2年生 6人		2年生 5人	
	3年生 7人		3年生 4人		3年生 3人		3年生 4人		3年生 4人	
	4年生 1人	1単位	4年生 5人	1単位	4年生 2人	1単位	4年生 2人	1単位	4年生 3人	1単位
	5年生 1人		5年生 1人		5年生 3人		5年生 1人		5年生 1人	
	6年生 2人		6年生 1人		6年生 1人		6年生 2人		6年生 1人	
三体小学校	合計 1人									
うち	1年生 0人	1人								
	2年生 1人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人	
	3年生 0人		3年生 1人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人	
	4年生 0人	1単位	4年生 0人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 0人	1単位	4年生 0人	1単位
	5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 1人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 1人	
万膳小学校	合計 0人									
うち	1年生 0人	0人								
	2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人	
	3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人	
	4年生 0人	1単位								
	5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人	
高子穂小学校	合計 19人		合計 14人		合計 13人		合計 10人		合計 10人	
うち	1年生 3人	19人	1年生 3人	14人	1年生 3人	13人	1年生 3人	10人	1年生 3人	10人
	2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人	
	3年生 6人		3年生 1人		3年生 2人		3年生 2人		3年生 2人	
	4年生 4人	1単位	4年生 4人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位
	5年生 1人		5年生 3人		5年生 3人		5年生 1人		5年生 1人	
	6年生 3人		6年生 1人		6年生 2人		6年生 1人		6年生 1人	
中津川小学校	合計 12人		合計 12人		合計 12人		合計 11人		合計 10人	
うち	1年生 4人	12人	1年生 4人	12人	1年生 4人	12人	1年生 4人	11人	1年生 3人	10人
	2年生 3人		2年生 4人		2年生 3人		2年生 3人		2年生 3人	
	3年生 0人		3年生 2人		3年生 3人		3年生 2人		3年生 2人	
	4年生 2人	1単位	4年生 0人	1単位	4年生 2人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位
	5年生 2人		5年生 1人		5年生 1人		5年生 1人		5年生 1人	
	6年生 1人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人	
持松小学校	合計 0人									
うち	1年生 0人	0人								
	2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人	
	3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人	
	4年生 0人	0単位								
	5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人	

学校区	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	①量の見込み (利用者数)	②確保の内容 (利用者数・ 支援単位数)								
大田小学校	合計 32人		合計 28人		合計 25人		合計 23人		合計 23人	
うち	1年生 7人	32人	1年生 7人	28人	1年生 7人	25人	1年生 7人	23人	1年生 7人	23人
	2年生 6人		2年生 6人		2年生 5人		2年生 5人		2年生 6人	
	3年生 7人		3年生 5人		3年生 4人		3年生 4人		3年生 4人	
	4年生 5人	2単位	4年生 5人	2単位	4年生 3人	2単位	4年生 3人	2単位	4年生 3人	2単位
	5年生 2人		5年生 4人		5年生 3人		5年生 2人		5年生 2人	
	6年生 5人		6年生 1人		6年生 3人		6年生 2人		6年生 1人	
霧島小学校	合計 15人		合計 12人		合計 10人		合計 9人		合計 8人	
うち	1年生 2人	15人	1年生 2人	12人	1年生 2人	10人	1年生 2人	9人	1年生 2人	8人
	2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人		2年生 2人	
	3年生 6人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人	
	4年生 1人	1単位	4年生 4人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 1人	1単位
	5年生 3人		5年生 1人		5年生 3人		5年生 1人		5年生 1人	
	6年生 1人		6年生 2人		6年生 1人		6年生 2人		6年生 1人	
永水小学校	合計 10人		合計 8人		合計 7人		合計 6人		合計 5人	
うち	1年生 1人	10人	1年生 1人	8人	1年生 1人	7人	1年生 1人	6人	1年生 1人	5人
	2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人	
	3年生 2人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人	
	4年生 3人	0単位	4年生 2人	0単位	4年生 1人	0単位	4年生 1人	0単位	4年生 1人	0単位
	5年生 2人		5年生 2人		5年生 2人		5年生 1人		5年生 1人	
	6年生 1人		6年生 1人		6年生 1人		6年生 1人		6年生 0人	
富隈小学校	合計 270人		合計 277人		合計 284人		合計 290人		合計 295人	
うち	1年生 75人	270人	1年生 75人	277人	1年生 76人	284人	1年生 76人	290人	1年生 77人	295人
	2年生 62人		2年生 63人		2年生 64人		2年生 65人		2年生 65人	
	3年生 50人		3年生 52人		3年生 53人		3年生 56人		3年生 57人	
	4年生 40人	8単位	4年生 41人	8単位	4年生 43人	8単位	4年生 44人	8単位	4年生 45人	9単位
	5年生 29人		5年生 30人		5年生 32人		5年生 32人		5年生 33人	
	6年生 14人		6年生 16人		6年生 16人		6年生 17人		6年生 18人	
宮内小学校	合計 152人		合計 155人		合計 159人		合計 159人		合計 159人	
うち	1年生 60人	152人	1年生 61人	155人	1年生 61人	159人	1年生 62人	159人	1年生 62人	159人
	2年生 44人		2年生 41人		2年生 42人		2年生 40人		2年生 42人	
	3年生 21人		3年生 30人		3年生 29人		3年生 30人		3年生 28人	
	4年生 15人	4単位	4年生 13人	4単位	4年生 16人	4単位	4年生 15人	4単位	4年生 16人	4単位
	5年生 8人		5年生 7人		5年生 7人		5年生 8人		5年生 7人	
	6年生 4人		6年生 3人		6年生 4人		6年生 4人		6年生 4人	
小野小学校	合計 60人		合計 61人		合計 61人		合計 62人		合計 62人	
うち	1年生 26人	60人	1年生 25人	61人	1年生 27人	61人	1年生 27人	62人	1年生 27人	62人
	2年生 15人		2年生 15人		2年生 14人		2年生 15人		2年生 15人	
	3年生 7人		3年生 8人		3年生 9人		3年生 9人		3年生 9人	
	4年生 6人	2単位	4年生 5人	2単位	4年生 6人	2単位	4年生 5人	2単位	4年生 6人	2単位
	5年生 5人		5年生 4人		5年生 4人		5年生 4人		5年生 3人	
	6年生 1人		6年生 3人		6年生 2人		6年生 2人		6年生 2人	
小浜小学校	合計 8人		合計 6人		合計 5人		合計 5人		合計 6人	
うち	1年生 1人	8人	1年生 1人	6人	1年生 1人	5人	1年生 1人	5人	1年生 1人	6人
	2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人		2年生 1人	
	3年生 3人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人		3年生 1人	
	4年生 2人	0単位	4年生 2人	0単位	4年生 1人	0単位	4年生 1人	0単位	4年生 1人	0単位
	5年生 1人		5年生 1人		5年生 1人		5年生 1人		5年生 1人	
	6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 0人		6年生 1人	
目当山小学校	合計 236人		合計 238人		合計 239人		合計 241人		合計 243人	
うち	1年生 65人	236人	1年生 66人	238人	1年生 66人	239人	1年生 67人	241人	1年生 67人	243人
	2年生 56人		2年生 54人		2年生 56人		2年生 57人		2年生 57人	
	3年生 44人		3年生 44人		3年生 43人		3年生 46人		3年生 46人	
	4年生 42人	5単位	4年生 32人	5単位	4年生 35人	5単位	4年生 34人	5単位	4年生 35人	5単位
	5年生 15人		5年生 31人		5年生 21人		5年生 24人		5年生 23人	
	6年生 14人		6年生 11人		6年生 18人		6年生 14人		6年生 15人	
中福良小学校	合計 2人		合計 2人		合計 1人		合計 0人		合計 0人	
うち	1年生 0人	2人	1年生 0人	2人	1年生 0人	1人	1年生 0人	0人	1年生 0人	0人
	2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人	
	3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人	
	4年生 1人	0単位	4年生 0人	0単位						
	5年生 1人		5年生 1人		5年生 0人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 1人		6年生 1人		6年生 0人		6年生 0人	
福山小学校	合計 2人		合計 2人		合計 1人		合計 1人		合計 0人	
うち	1年生 0人	2人	1年生 0人	2人	1年生 0人	1人	1年生 0人	1人	1年生 0人	0人
	2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人		2年生 0人	
	3年生 1人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人		3年生 0人	
	4年生 0人	1単位	4年生 1人	1単位	4年生 0人	1単位	4年生 0人	1単位	4年生 0人	1単位
	5年生 1人		5年生 0人		5年生 1人		5年生 0人		5年生 0人	
	6年生 0人		6年生 1人		6年生 0人		6年生 1人		6年生 0人	
牧之原小学校	合計 46人		合計 41人		合計 38人		合計 36人		合計 34人	
うち	1年生 12人	46人	1年生 12人	41人	1年生 12人	38人	1年生 12人	36人	1年生 12人	34人
	2年生 9人		2年生 9人		2年生 8人		2年生 9人		2年生 8人	
	3年生 11人		3年生 6人		3年生 7人		3年生 5人		3年生 7人	
	4年生 4人	2単位	4年生 8人	2単位	4年生 4人	2単位	4年生 4人	2単位	4年生 3人	2単位
	5年生 7人		5年生 2人		5年生 2人		5年生 2人		5年生 3人	
	6年生 3人		6年生 4人		6年生 1人		6年生 4人		6年生 1人	
市全体	合計 2,602人		合計 2,621人		合計 2,641人		合計 2,661人		合計 2,682人	
うち	1年生 717人	2,602人	1年生 723人	2,621人	1年生 732人	2,641人	1年生 740人	2,661人	1年生 744人	2,682人
	2年生 578人		2年生 588人		2年生 605人		2年生 600人		2年生 612人	
	3年生 493人		3年生 468人		3年生 478人		3年生 490人		3年生 507人	
	4年生 372人	87単位	4年生 393人	87単位	4年生 360人	88単位	4年生 361人	88単位	4年生 375人	89単位
	5年生 289人		5年生 264人		5年生 295人		5年生 268人		5年生 267人	
	6年生 153人		6年生 185人		6年生 171人		6年生 202人		6年生 177人	

児童福祉法改正による新事業の量の見込み

①子育て世帯訪問支援事業（新規）【提供区域：市内全域】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業。

【提供体制確保の考え方】

支援事業の実施主体は、霧島市とする。ただし、市長は、適切な支援事業の実施が確保できると認める介護事業所等（以下「受託事業者」という。）に対し、支援事業の全部又は一部を委託することができる。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	576	576	576	576	576
確保の内容（延べ人数）	576	576	576	576	576

子ども・子育て支援法改正による新事業の量の見込み「新規3事業」

① 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業。

【提供体制確保の考え方】

市ではR6.4.1からこども家庭センターを設置し、こども家庭センターの母子保健機能を担うすこやか保健センターの体制も強化したところである。妊娠中及び産後に面談を行い、母子健診や母子相談等の母子保健事業等や関係機関と連携を図り、必要な支援を行う。

(単位：回)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み	妊娠届出数 765	妊娠届出数 721	妊娠届出数 679	妊娠届出数 639	妊娠届出数 602
	1組当たり 面談回数 2.1	1組当たり 面談回数 2.1	1組当たり 面談回数 2.1	1組当たり 面談回数 2.1	1組当たり 面談回数 2.1
	面談実施 合計回数 1,606	面談実施 合計回数 1,513	面談実施 合計回数 1,425	面談実施 合計回数 1,343	面談実施 合計回数 1,265
	②確保の内容 (こども家庭センター)	1,606	1,513	1,425	1,343
②確保方策 (上記以外で業務委託)	0	0	0	0	0

② 乳幼児等通園支援事業【提供区域：市内全域】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業。

【提供体制確保の考え方】

保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、定員の範囲内で受け入れを行う余裕活用型を主として実施し、本格実施となる令和8年度より、必要定員数どおりの確保を行う。

(単位：人日)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み (延べ人数)	14	14	13	13	12
	確保の内容 (延べ人数)	0	14	13	13	12
1歳児	量の見込み (延べ人数)	14	14	13	12	12
	確保の内容 (延べ人数)	0	14	13	12	22
2歳児	量の見込み (延べ人数)	15	14	13	13	12
	確保の内容 (延べ人数)	0	0	0	0	0

令和7年度確保内容 全体で22人日

③ 産後ケア事業【提供区域：市内全域】

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業。

【提供体制確保の考え方】

産後ケアの支援を必要とする全ての産婦が利用できるように委託事業所の確保に努め、今後の産婦数の減少に応じた必要利用数の確保を行う。

(単位：人日)

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み（延べ人数）	875	824	776	731	688
確保の内容（延べ人数）	875	824	776	731	688

【子育てのための施設等利用給付の円滑な実施】

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い創設された子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な給付を行うとともに、保護者の利便性や施設の事務負担等を考慮し、施設・事業種別に応じて、次の通り給付を行うこととします。

施設・事業種別	給付方法	給付回数
施設等利用給付を受ける幼稚園の教育時間の利用 施設等利用給付を受ける認定こども園、幼稚園の 預かり保育の利用	法定代理受領 (保護者が支払う利用料分を市 が施設に対して給付)	毎月
上記以外 (認可外保育施設、一時預かり事業等の利用)	償還払い (保護者が施設に支払った利用 料分を、市が保護者に対して給 付)	年6回

7. 放課後児童クラブ施設整備の取組

放課後児童クラブの施設整備については、以下の基本的な考え方により施設整備を検討します。

(1) 施設整備に関する基本的な考え方

本計画の第5章の6. 地域子ども・子育て支援事業の充実〔地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策〕を前提として、当該学区の待機児童、学校児童数を踏まえ、施設整備については慎重に検討します。

なお、学区の児童数の推移については、本計画とは別に長期的な視点で見た場合、新興住宅の拡充等に伴う児童数の一時的な増加やその住民世帯の年齢推移による児童数の自然減など、様々な要因による増減への将来的な見通しが必要であり、施設整備についても整備後のランニングコスト等、長期的な視点での効果的かつ効率的な整備内容が求められています。

また、霧島市公共施設管理計画などで求められている公共建築物の機能移転等に係る可能性の検討等を踏まえて、整備していく必要があります。

そのため、以下の考え方を基本として、施設整備を検討してまいります。

- ① 余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとします。
- ② 余裕教室がない場合又は活用が困難な場合は、学校近隣において代替可能な市公共施設を活用します。
- ③ 上記①②のいずれにも当てはまらない場合は、施設の整備について市全体における児童数の推移等を踏まえつつ、必要最小限の規模による整備を検討します。

※上記以外にも、学校近隣で放課後児童クラブとして適切な民間施設があり、適切な価格により賃貸が可能であれば、放課後児童クラブ運営事業者と協議の上、賃貸による施設の確保も検討します。

(2) 既存の公共施設の施設整備

既存の公共施設については、経年劣化による老朽化が課題であり、定期的な補修・改修が必要になります。しかしながら、耐用年数を超えた長期経年施設については、補修等による施設維持が限界である場合もあり、その場合は上記(1)の基本的な考え方に準じて施設整備を検討します。

8. 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

アンケート調査の結果から、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込みをする状況が見られます。年度途中で入所を希望しても保育士不足等により受け入れる基準が満たされずに対応できないといった事例があり、喫緊の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

本市においては、今後児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1歳児についてはアンケート調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。

幼児教育・保育のニーズ量確保は、民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

一方で、0歳児と1歳児の受け入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もあることから、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

9. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 県施策との連携

(1) 子どもの虐待防止対策の充実

養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、子育て世代包括支援センターを中心として民生委員・児童委員や主任児童委員、母子保健推進員をはじめとした地域住民との連携を強化し、子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、日頃から関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

① 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、こども家庭センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点、地域子育て相談機関、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳や乳幼児健診の機会などを活用し、周知します。

② 児童虐待の発生予防・早期発見

子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業により速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、子育て世代包括支援センターを中心として、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

令和元年12月から、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の通話料が無料化され、これまで以上にいち早く通告・相談ができる体制整備がなされました。住民に対し児童相談所虐待対応ダイヤル「189」を周知することで、地域で見守る仕組みづくりを強化します。

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 市町村における相談支援体制の強化

児童福祉法第十条の二の規定に基づき、並びに新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和四年十二月十五日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において全市町村が令和8年度までに全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされていることを踏まえ、本市では令和6年4月1日より児童等に対する相談支援を行うこども家庭センターを設置し運用を開始しています。

イ 関係機関との連携強化

子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、子育て世代包括支援センターを要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。家庭児童相談員のほか、母子・父子自立支援員、子育て相談員や助産師を配置し、特定妊婦を含めた相談に対応できるよう体制を整えました。これら相談体制により、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めます。

また、子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。鹿児島県中央児童相談所をはじめとした行政機関、霧島市医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て組織している「霧島市要保護児童対策地域協議会」の一層の取組の強化が求められます。

「霧島市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報の共有と連携を図っています。虐待事例の検討をはじめ、要保護・要支援児童に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図るとともに、鹿児島県等が実施する研修会等に積極的な参加を促し調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所等へ速やかに通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

④ 社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、地域のなかで社会的養護が行えるよう里親の開拓や支援につながる広報・啓発を行い、支援体制を整備していく必要があります。

また、鹿児島県女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して鹿児島県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

さらに、自閉スペクトラム症、限局性学習症（SLD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進に努めます。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

10. 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や、行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて、問題提起していきます。

第6章 計画の推進に向けて

1. 推進体制

2. 計画の進行管理



第6章 計画の推進に向けて

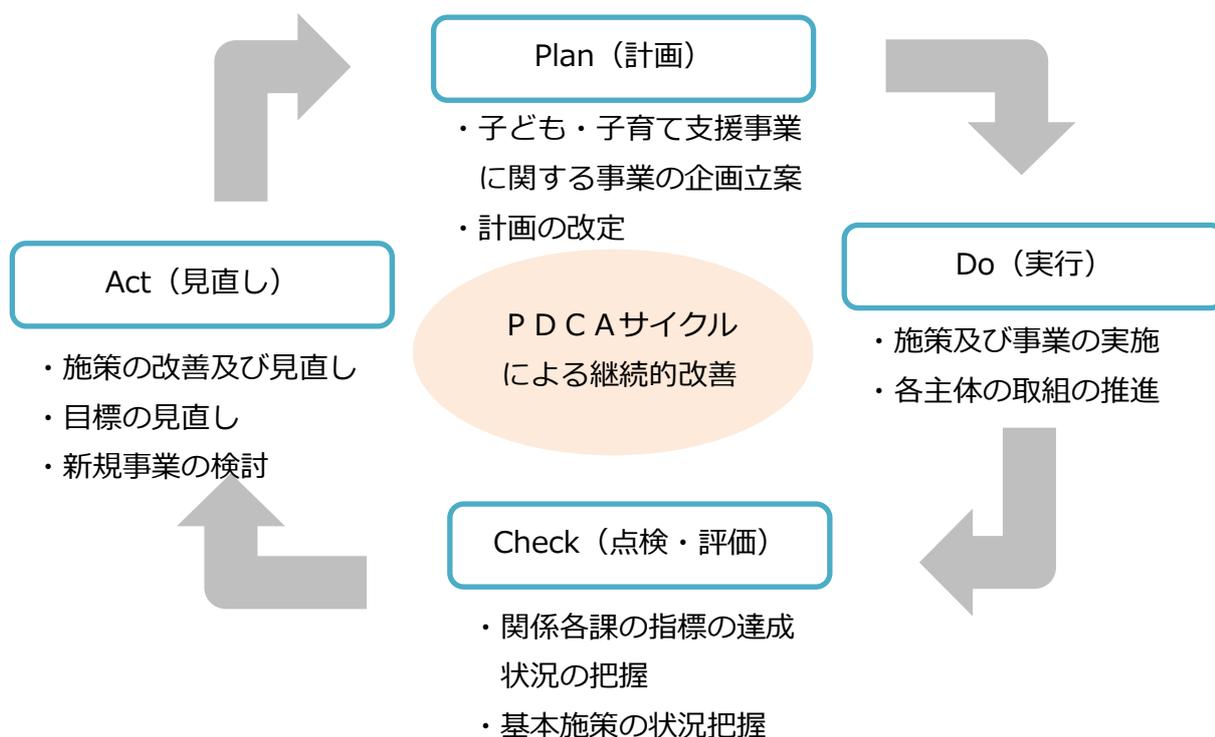
1. 推進体制

計画策定に携わる関係課、事業所管課が連携して目標指標の達成に向けて取り組み、教育・保育施設及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得ながら、子育て支援の輪の構築と拡大に努め、子育て支援計画の着実な実施や推進を図ります。

また、市民が委員として参加する「子ども・子育て会議」で意見を聴取し、子育て支援関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで子ども、子育て支援の環境向上と環境整備に向けた意識の醸成を図ります。

2. 計画の進行管理

計画の点検・推進状況等の確認は、毎年「子ども・子育て会議」で行い、Plan（計画）→Do（実行）→Check（点検・評価）→Act（見直し）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、点検・評価します。



* 1 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(act)という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。



資料編

1. 霧島市子ども・子育て会議条例
2. 霧島市子ども・子育て会議委員名簿
3. 用語解説



1. 霧島市子ども・子育て会議条例

○霧島市子ども・子育て会議条例

平成26年1月14日

条例第8号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を調査審議するため、霧島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務その他市長が必要と認める事項について所掌する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の子育て会議の招集)

- 2 会長が互選される前に招集する子育て会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
(霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例の廃止)
- 3 霧島市保育所及び幼稚園の適正配置審議会条例（平成17年霧島市条例第28号）は、廃止する。

附 則（令和5年3月3日条例第4号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2. 霧島市子ども・子育て会議委員名簿

発令日 令和6年5月27日

	区分		氏名	推薦団体等の名称
1	1号 委員	子ども・子育て支援に関し 学識経験を有する者	吳屋 奈都子	第一幼児教育短期大学
2	2号 委員	子ども・子育て支援の 関係団体に属する者	山口 義幸	霧島市保育協議会
3			若松 忠洋	霧島市私立幼稚園協会
4			江川 さおり	公益社団法人始良地区医師会
5			田間 美沙緒	霧島市児童クラブ連絡会
6			前野 二美	霧島市民生委員児童委員協議会 連合会
7			新田 瑠璃子	霧島市障害者自立支援協議会
8			中元 由紀代	始良保護区保護司会
9			西川 純子	公益社団法人 鹿児島県助産師会
10			3号 委員	教育関係者
11	5号 委員	その他市長が必要と 認める者	高倉 哲也	霧島警察署
12			山尾 実礼	鹿児島工業高等専門学校
13			白木川 拓巳	第一工科大学
14			山下 真奈美	公募委員
15			田中 紗弥佳	公募委員

※令和8年5月26日任期

3. 用語解説

(仮称) 霧島市こども計画

令和7年度～令和11年度

令和●年●月

発行 霧島市役所 保健福祉政策課

〒899-4394

鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

TEL 0995-45-5111 (代表) / FAX 0995-64-0946

